

総務常任委員会
予算常任委員会総務分科会

(平成28年3月3日)

〔予算常任委員会分科会〕

○ 竹野兼主委員長

それでは、皆さん、改めまして、おはようございます。

昨日に引き続き、財政経営部の予算常任委員会総務分科会を再開いたしたいと思います。

昨日の中村委員の質疑に対して、少し理事者のほうから答弁の部分で訂正の部分を申し入れていただいておりますので、それについて、まずそこから始めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

昨日の中村委員のほうから、一般会計の市有林管理費625万4000円の件でご質問いただきましたところ、私のほう、答弁のほう、桜財産区の内容をお答えさせていただいたので、済みません、内容について再度ご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

こちらのほうの市有林管理費、総額625万4000円でございます。こちらにつきましては、水沢の市有林の269㎡ほどございます。その中の人工林がございます。こちらの間伐であるとか、あるいは下草刈りというところで保育事業をやっております。

主なものとしたしましては、下草刈り、間伐等をいたします、いわゆる臨時での作業に伴う賃金、延べで438人分なんですけれども、こちらのほうが407万1000円、それとともに、市有林の管理補助員として3名の者、それと市有林の巡視員というのが1名おります。そうした中で、常時見回っていただくというところの賃金のほうが66万3000円。あと、保険料としまして、いわゆる森林保険に入っておりますので、そちらのほうが68万5000円、それとともに、肥料とか鹿被害が非常に多うございますので、そうした中で妙齢木のネットなど、そういった原材料ということで41万円。

こういった形で支出をしておりますので、大変申しわけございません、誤った答弁を申し上げますので、まずはおわびを申し上げたいと思います。失礼いたしました。

○ 竹野兼主委員長

中村委員、ご容赦いただきたいと。中村委員、ご質疑を続けてください。

○ 中村久雄委員

その周辺の下草刈りだとか間伐刈りやとか監視の方、常時パトロール回っている方、この方が市有林管理会の委員でもある方もいらっしゃるんですかね。そういうことで意見を申し述べて。というか、そういう方は、その5人の中の何人いらっしゃるんですか。

○ 中山管財課課長補佐

今、中村委員からおっしゃっていただいた市有林管理会の委員としては、先ほどの作業に当たる職員、あるいは巡視をする巡視員は、委員としては入っておりません。会議の開催のときには、参考人というような形で参加はしていただいておりますが、委員報酬をお渡しする対象として、委員としては参画はいただいております。

以上です。

○ 中村久雄委員

わかりました。先ほどあった人工林というのは、東芝でしたかね。あれとはまた別ですか。

○ 中山管財課課長補佐

市有林の中の人工林、いわゆる人の手を加えて地ごしらえといいまして、下をきれいにしておいて苗木を植えて間伐して、大きな木になったら木を切って、売ってお金にするというように一連の林業の作業をしていくところが、市有林の中で27haから28haほどございます。

今、委員からおっしゃっていただいた東芝さんのほうで、東芝さんのCSR活動の一環として、地域貢献という形で水沢の市有林の中で一部のエリアでもって一定期間東芝さんにその場所をお貸しして、東芝さんの負担でもってそういう、木の保育作業と申しますけれども、下草刈りとか間伐であるとか、こういった作業を東芝さんの負担でしていただいているエリアが一部ございます。人工林の中の、面積的にはかなり少ない部分ではございます。

以上です。

○ 中村久雄委員

それでは、市のお金が東芝さんのところへお願いしますよということはないという理解

ですね。

○ 中山管財課課長補佐

はい、おっしゃっていただいたとおり、市は場所を提供させていただいているだけで、東芝さんに何かしかのお金をお支払いしておるということはございません。作業を、市から見れば無償でしていただいているというような形になります。

○ 中村久雄委員

ということは、市有林管理費625万4000円については、水沢の市有林全体を管理する費用で計上しているという理解ですね。ありがとうございました。

○ 早川新平委員

今の説明していただいた中で、森林保険っておっしゃったんやけど、森林保険ってどれぐらいの、何㎡で幾らとか、そういう単位があるのかな。保険料と両方教えてくれる。

○ 中山管財課課長補佐

先ほど申し上げました27haから28haの人工林に対して掛けるわけですけれども、何本という木の数を数えることはちょっと不可能ですので、1ha当たり何千本あるという想定をもって、植えてから何年たった、樹種、杉なのかヒノキなのか、こういった区分けで保険料をはじめてもらって、それをお支払いしておるという状況で、保険料は……。ちょっと資料を出しますので、お待ちください。

○ 早川新平委員

別に後でええよ。

○ 中山管財課課長補佐

大体60万円から70万円前後の数字になります。

○ 早川新平委員

1haで。全体で。

○ 中山管財課課長補佐

人工林でということでございます。

○ 竹野兼主委員長

今の市有林に関しての部分は、もう関連はありませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、きょう、皆さんのところに資料を配付してもらってあると思うんですけど、これについて説明しなければならぬところがあれば説明していただきたいと思います。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

資料のほう、お手元のほうに6ページになっております。全て管財課でございますので、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず1ページ、市庁舎につきまして、LED化工事に伴う削減効果ということで、こちらのほうは樋口委員のほうから資料をとということで、予算化という中でなかなか10万円ほどの削減だったんですけど、効果としましては、こちらのほうで、1番のほうに書いてございますように、平成27年度、1階から5階のほうを、実際数量のほうを、表の中の灯数等がございます。こういった中で、削減量といたしましては、14万5862kwが、恐らく削減できるだろうということで、効果が見込まれます。こちらについては、年間で1日10時間点灯し、開庁日として230日の計算をしております。

そこで、下の2番の表を見ていただきますと、じゃ、電気料金、とれだけ削減ができたかということなんですけれども、網かけさせていただいているとおりに、金額としては278万4908円という内訳、総トータルになっております。

ただ、電気料金といいますのが、そのこの表の月でございますように、4分割にしてございます。これは、まずはその他料金とか夏季料金とかという内訳で分けてあるということだけを加えさせていただきます。

次に、2ページ目になります。こちらのほうは、表にございますように、LED、今後

市としてどういうふうにしていくかというところの導入に関する指針でございます。策定につきましては、平成26年5月6日でございますので、そうした中、今の第2次推進計画の、公共施設へのLED照明の導入に関する指針になってございます。2番にございますように、公共施設については、まず一つ目、昨日もご説明させていただいたとおりに、新築、あるいは改築、大規模改修をする予定施設については、原則として、全てのLED化という形にとっております。

それ以外の施設、2番にあるように、効果が見込まれる照明器具からということで、昨日ご説明させていただいたとおりに、消防分署、24時間点灯しているような消防署等に、導入はまずはさせていただいた。次に、平成27年度に本庁舎1階から5階、平成28年度、来年度には6階から11階までという形にさせていただいています。それとともに、(2)の道路照明、公園照明につきましても、新設の場合、建築物と同じように、新たに設置するものについては原則としてLED照明という形にさせていただいています。②にございますように、更新とか改修、修繕の場については、そういった形で原則としてLED照明に変えていくという姿勢でLED化をやっていきたいというふうに指針のほうを示させていただいています。

こちらの説明は以上でございます。

次、3ページなんですけれども、こちらのほうは、導入の際に価格として、LEDですと、早川委員がおっしゃっていたように、初期投資というのがございます。一番上、LEDでございますので、当然、照明器具設置代、見ていただくとわかるんですけれども、真ん中が高効率のタイプでございますし、3番目につきましては通常の蛍光灯、いわゆる蛍光灯でございます。そこを見ていただくと、初期投資が非常にLEDは高うございます。いつになったら回収できるかという区別なんですけれども、まず真ん中の高効率タイプと比較しますと、おおよそ7年、網かけの部分のときにLEDのほうが逆転する。電気料金を見ていただくと、おのずとわかるかと思えますけど、3番の蛍光灯から見ると、おおよそ3分の1ほどで進んでいく状態でございますので、そうした中で経費の合計というのは、3番の蛍光灯との比較になりますと、右側になるんですけど、14年目に逆転するという状況にはなっております。こういった試算でやっております。

以上でございます。

続きまして、4ページになります。森委員のほうから、昨日、購入車両とリース車両の比較の検討の際に、消防車両は実際車両購入でやっているじゃないかということでご質問

をいただきました。消防車両の救急車、あるいは消防車、特殊車両についても、車両リースというのは可能ということですが、いろいろな理由の中で、下の4点でリースになじまないという考えのもとに全てを購入とさせていただいております。

まず、1点目につきましては、消防車両等の特殊車両でございますので、特殊装備をした車両でございます。そうした中で、車両の購入費用が高くなるということで、リース費用も通常の車両より、汎用ではございませんので、かなり割高になると考えられます。それとともに、二つ目の丸でございます、特殊車両について汎用性がございませんので、当然、いわゆる残額設定というのが難しい。そこで、リース料金もおのずとはね上がるというのが想定されます。

三つ目でございます。リース会社において、消防車両の点検、車検でありますとか定期点検費用というのはある程度見込むことかできるものなんですけれども、ただ、特殊装備等をつけておりますので、そちらの保守点検でありますとか、オーバーホールの費用を見込むことが難しく、見込むとした場合には、車両メンテナンス費用にある程度の余裕を含められるために、リース費用等が割高になるという聴き取りをさせていただいております。あと、中途解約ができないため、契約については十分な検討が必要であるという理由によって、全てを購入というふうにさせていただいております。

めくっていただきまして、5ページでございます。こちらのほうは、樋口委員のほうから、管財課所管の車両の台数と、平成27年度と平成28年度の比較をということでございましたので、表にまとめさせていただいております。平成27年度につきましては、一元管理車両は56台、その内訳としまして、リース車両のほうは51台、購入車両5台でございます。その他というのは、マイクロバスとか、あるいは市長車、エスティマ等という形になっております。こちらのほうが6台で、リース車両のほうは2台、購入車両が4台ということになっております。

平成28年度につきましては、こちらのほう、一元管理車両の購入車両が1台廃車をいたしましたので、総数として55台、そしてその他のほうは変わっておりませんので省かせていただきます。総台数としては、61台ということで1台減っております。

めくっていただきまして、6ページでございます。森委員のほうから、本町プラザの駐車施設について、四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正が今定例月議会でございますので、それに伴って本町プラザの駐車施設、どうするのや、その方向性とか再度説明をということで資料を用意させていただきました。

まず一つ目でございます。この条例が改正されることによりまして、1台当たりの建築床面積が150㎡から200㎡に緩和されます。

そこで、本町プラザの附置義務台数につきましては、改正前は24台必要でした。ところが、18台に減少、この200㎡に緩和されたことによって18台に減少することになっております。

二つ目でございます。台数緩和後の、駐車場の確保でございます。今現在、立体駐車場がございます。こちらは非常に使い勝手が悪い、車高の高い車は入らないということでございます。その中で、解体した場合に、跡地にはおおよそ3台から4台の駐車区画を整備しまして、ちょうど北側でございます道路を隔てまして、新道通りを隔てました向かい側の新丁ひろばの駐車場がございます。こちらは15台収容でございます。それと合わせて、いわゆる本町プラザの今現在の周辺の駐車場として、恐らく18台から19台確保できるだろう。

二つ目につきまして、もう一つ、新丁ひろばの駐車場に隣接する広場がございます。こちらは東側になっているんですけれども、こちらのほうにも駐車区画を整備する必要があるだろう。

三つ目といたしまして、近隣の北伊勢上野信用金庫の来客用駐車場につきましても、夜間、あるいは休日に限って賃借する必要がある。四つ目につきまして、JR四日市駅近くの市営本町駐車場を借り上げる必要があるだろう。現在、空き台数、区画数については13台分ということで、道路管理課のほうから確認をさせていただいています。あと、近隣の民間の貸し駐車場を賃借するという必要が確保の方向性としては想定されるだろうということでございます。

三つ目の課題でございます。立体駐車場の使い勝手が悪いということで変えたいということになったときになんですけれども、まずは、新丁ひろばの駐車場というのは、現在、本町通り商店街を含む周辺地域の活性化に資することを念頭に整備した施設でございますので、まず本町プラザ専用の駐車場とするためには、まず商店街も含めまして、地元の関係団体、自治会でありますとか、近隣の自治会等にもご理解を得る必要がございます。

また、本町プラザの駐車施設については、60台、今現在、収容ということで、本町プラザの来客用駐車場として、いわゆる附置義務駐車場としての位置づけだけでなく、60台も収容できますので、周辺商店街の方も活用することを前提に、当然整備した施設でございます。そのために、駐車施設について廃止するに当たっては、地元の商店街等も同時に新

丁ひろばの駐車場と、いわゆる本町プラザの駐車施設、二つも失うこととなります。

あともう一つの課題としましては、使っていただく市民の方なんですけれども、市営本町駐車場とか、あるいは周辺の民間駐車場などを借りた場合なんですけれども、いわゆるどうしても虫食い状態になってしまいますので、その中で利便性というのは著しく劣るといふふうには考えております。一体どこに行ったらいいのという、誤ってほかの区画にとめてしまう可能性もあるので、トラブルが予想されるということの大きな二つの課題を抱えております。

最後になんですけれども、四つ目に、今何で使い勝手が悪いのかというところなんですけど、こちらのほう、機械式の立体駐車場におきまして、死亡とか重傷の事故がありました。国土交通省のほうから、機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドラインというのが平成26年3月に改正のほうをされました。下のほうに、何をしなくちゃいけないかというのは括弧書きのほうに入れさせていただきます。

この本町プラザの駐車施設を改修する場合においても、このガイドラインに沿って改修する必要があります。やはり、ガイドラインは安全性の確保を目的とするものでございますので、どうしても入出庫の迅速性、今でもイベント開催時はばらばらで入っていらっしゃるんですけど、帰る際は、皆さんどうしても一緒になったりとかということで、お時間がかかるということもございます。そうした中で、非常にスピードアップができるかという、そうではない。安全性のために、やはりどうしてもスピードについては望めないということになっております。

したがいまして、例えば車高が高い車が今入らないという状況の中で、いわゆるパレットなんですけど、それを間引きすることによって対応というのが可能ということで考えられるんですけども、やはり入出庫の際の迅速化というのは、非常に事実上不可能かなというふうには考えております。

ただ、今現在利用していただいている商店街のお客様も含めて、今後の駐車場の確保という中で、近隣の商店街、あるいは自治会の方にもご理解を賜りたいなというふうには、丁寧に関先説明をさせていただいた中で進めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

昨日請求した資料についての説明は以上、お聞き及びのとおりです。ご質疑をお受けし

ますので、よろしく申し上げます。

○ 森 康哲委員

資料、ありがとうございました。昨日の都市・環境常任委員会で四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正についてが通ったということで、24台から18台に改正されるという方向で進むことになると思うんですけども、それを前提に、やはり立体駐車場の解体も含めて検討するというので、事前に指定管理者との契約の中でも、指定管理料を途中でも減額することができるという内容で契約をしたという経緯があったと思うんですけども、その説明がちょっと抜けていたので、補足させていただいた上で質疑に入りたいと思うんですが。

今説明していただいたように、立体駐車場が非常に使いづらい。例えば、谷口委員や藤田委員や私が乗っているような軽自動車でも入れない。150cm以上の高さの車はそこへ入庫することができないというのがまず1点。それと、入出庫に1台当たり10分ぐらいかかるのかな。出るとき、一遍に出すときに、1時間以上待つ状態があって、なかなか利用者の方から、そこを利用したくないという声が聞こえてきて、こういう問題になってきたと思うんですけども、せっかく整備したにもかかわらず、本当に利用者が少ない状態であるというので、条例の範囲内で検討を続けてきたと思うんです。

この最後のほうを見ますと、間引きしても迅速化が図れないということであれば、安全対策、きちっととった上で、また整備をせなあかんと。投資もせなあかんとということになれば、これは壊す方向でしか検討しづらいのかなと思うんですけども、部長の考え、一発で聞かせていただきたいと思いますけど。

○ 内田財政経営部長

今、ご提示させていただいた資料は、この前提には、以前、附置義務の緩和とか、それから国からの機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドラインによってこうなってきたというのは、前回までの話にはなかった話です。それまでは、壊す費用と、間引きして150cm以上の車高の車を入れて迅速化を図るための改修したときの費用の比較、これは以前も出させていただいて、当然のことながら、壊したほうが安いという結果は出ています。その中で、新たに状況が変わってきたことを今回資料としてお示しさせていただきました。

当然、そういうことも踏まえて、今後、我々も結論的には出していかなあかんと思うん

ですけど、単純に、費用の比較をすれば、壊したほうが安い。ただし、今回の資料にもございますように、3番の課題があって、どうしてもそういう地域の方との合意形成が必要になってきますので、これは並行で考えていかなあかんと思っています。

これは、きょうすぐにもう壊したほうがいいと、なかなか言い切れない部分がありまして、当然3番の課題がクリアができることが明確になってきたときに、改めてこういう方向でいきたいということは、議会のほうにもお示しさせていただきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

部長のおっしゃるとおりで、地域の理解を当然とっていかなあかんし、議会もその説明をしていく必要があると思うので。だけど、方向性は、やはりここでしっかり見据えてやっていかなあかんのかなと。残すなら残す、改修して安全対策をとって残すなら残す。壊すなら、今課題になっているところをどうやってクリアするのか、そういうところを考えていかなあかんと思うんですけども、例えば、新丁ひろばに関しては、以前第一勧業銀行さんが建ってて、その老朽化に伴って跡地利用という形で駐車場が半分、あとの半分以上を広場として地域の方に使ってもらおうというので進めた事業だという認識を持っておるんですけども、駐車場が足りなくなってきたら、その広場を活用するというのは、その当時でも想定されたことだと思うんです。まだ新丁ひろばを整備して10年もたっていないと思うので、最近のことですもんね。だから、地域の理解は比較的とりやすいのかなと。地域の方も、駐車場がふえる分には、困っている部分でもあるので、あの辺は特に。本町プラザの立体駐車場に入れられない人は、みんなほかへとめているわけで、今現状がそういう市民の方が困っているというのを、一番頭に置いてほしいんですよ。

それと、民間の駐車場の借りる、借りないという話も、周りに民間の駐車場がどれくらいあるのかという資料も、以前も出してもらったり、月極め駐車場の価格も近隣に合わせるとか、いろいろなことを今までもやってきていただいていると思うんですよ。だからそういう周りの環境のことも、今までの総務常任委員会の中でも議論をしているので、全くここで初めて出てきたものではないと。

もう少し経緯を、ここで、総務常任委員会で議論してきた経緯を、もう少し丁寧に説明したほうがいいと思うんですけども。私はわかっていますが、ほかの委員はわからな

い方、多いと思いますので、課長のほうから、もう少し。

○ 早川新平委員

行政って、いつも費用対効果で、部長のほうからも、立体駐車場が利便性から全部含めると不可やという答えを持ってみえて、何とかせなあかんと。ここに課題が出ていますやん、地元の関係者と。今、森委員がおっしゃったように、あれをつくったときは新丁ひろばの駐車場もなかったし、そういったところを考えたら、この課題があるのであれば、この課題を、例えば地元関係者、商店街の方々が、例えば集中したときは1時間待たされて、大変使い勝手が非常に悪いところやから、それにかわる民間スペースというのがあるので、協議をしていかにと、この机上の論理だけでやっておっても、地元関係者の理解と利用者の利便性、利便性って非常に逆に悪いので、今石川課長が言ったように、虫食い状態になるとか、借りるところな、民間のな。それがわかっているのやったら、そこは例えば優先的な区画の色を変えたりとか、方法を考えていかにとあかんの、一番の問題というのは、地元の、商店街の方々たちの駐車場が、今現在は民間である程度できてきたので、どうですかと。解消に向けて、その分のスペースは確保していきますということを確保すれば、本町プラザの立体駐車場、皆さんわかっているわけやで、これ、経費どれだけかかっておるのやって、かなりかかっていると思うんだよな。そこのところをやれば、早急に解決していかにと、実態が、車出すのに1時間もかかったら、誰も利用せえへんやで、そういったところの原因というのがわかっている、課題もわかっているのであれば、早急に動き出すべきやろうなと、私はそういうふうに思います。

○ 竹野兼主委員長

先ほども部長のほうから答弁いただきましたけど、そうやって答弁されている部分の中では、今どうのこうのという状況にはならない。ただ、きょう、こういう委員の意見をしっかりと聞き入れていただきながら、森委員が説明してもらっておったみたいに、指定管理の部分でいうと平成30年3月まででしたよね、たしか。そこのところ、次の指定管理のところまでには、何らかの方向性を示す必要は、今の話を聞いていると、当然あるのではないかなと。

ただ、今の話でいう、結論を早急にはなかなか出せやん状況というのは、議会としてもわかりますが、その方向性だけは、しっかりと、さっき森委員も言われたみたいに、方向

性が見えてこないというような思いで、こういう質疑をされているので、そののところはしっかりと受けとめていただく中で、私の意見でいいのかどうかわかりませんが、今の皆さんの意見の部分のところというなら、平成30年3月のところまでには、最低でも、それまでに当然検討してもらわなあかんのですが、次の指定管理のところまでには何らかの結論を出してもらわなければ、今の議論はずっと続いていくのかなと思うんですけど。

そんな状況かなと思うんですけど、森委員、どうです。

○ 森 康哲委員

その指定管理の話、契約する前に、この常任委員会で議論したのは、途中であっても壊してもいいよと。壊すことになっても、指定管理料を減額してもいいよという契約で契約してくださいというふうになっているので、平成30年3月までというよりは、こういう方向性が出た以上は、粛々と、そういう課題に対して取り組んでくださいというふうな。

○ 竹野兼主委員長

今言うのは、今、平成28年度の話を見せてもらっているんですけど、少なくとも、今言われるみたいに、これだけの議論をされているので、当然、そのまま手をこまねいているという状況ではないと思いますけど、あくまで、どれだけ遅くともという意味合いのところ、僕はお話しさせてもらっているので、平成27年度に指定管理で契約をしている、契約が変えられるというのは今も言っておられたとおり、その次の指定管理者のところに移行するところまでほっておくということだけではないよという意味合いで、ちょっと今、お話はさせてもらっているんです。

もし、それで、少なくともそういう状況をしっかりと前向きに考えてもらえるというのであればということを確認できればという、今、お話を、お願いというか、させてもらっているんですけど、いかがですか。

○ 森 康哲委員

一つは、今、現に市民が困っているという現状があるんですよ。非常に使いづらいパーキングであると。宝くじ売り場があって、あそこで購入して、ひどいときには3台、4台と路上駐車で、それを避ける車が反対車線に飛び出したりして、そういう場面を結構見受けられますので、安全対策としてもきちっと早急にやらなあかんのかなという思いも

あります。

この国からのガイドラインは、いつからいつまでにしなさいよということではないんですか。それ、確認したいんですけれども。

○ 中山管財課課長補佐

森委員さんおっしゃっていただいた、いつまでにというのは、明確にいつまでということとは決まっておりません。ただ、この既存の施設についても、改修をする場合は、このガイドラインに沿った改修をしなさいというような内容でございます。

以上です。

○ 森 康哲委員

そういうことであれば、国の指導に基づいてということではなくて、壊すのであれば、改善はしなくていいということなんですね。

であれば、今現在、国がこうやって指導を出すということ自体は、やはり事故が起きたから、こういう指導を出すわけであって、この本町プラザのパーキングも、こういう対策がしていない以上、事故が起これるかもしれないと。裏を返せば、そういうふうな考え方もなるので、やはり一刻も早く対策はすべきだと。対策というのは、壊して平面駐車場にした上で、市民の駐車場の確保をしていくと。附置義務の18台、これを確保して整備を進めるようにすればいいと思うんですけれども、ちょっとお聞きしたいのは、三、四台って書いてあるんですけど、以前、壊した場合に、シミュレーションとして示していただいた地図があると思うんですけれども、あれには五、六台となっておったんですけど、僕の記憶違いですか。三、四台しかとれないですか、あのスペースで。

○ 中山管財課課長補佐

済みません、私がこの問題にかかわるといいますか、担当させていただくようになってからは、私自身の記憶としては3台から4台と常に申し上げてきたつもりでございます。

森委員の5台ないし6台というのは、多分、今の現状のあの土地の形状というかスペースの形状からいくと、難しいとは思いますが。間口が狭いので、斜めに駐車するような区画のイメージにならざるを得ないのかなと思っております。

以上です。

○ 森 康哲委員

例えば、3台から4台にするにしても、新丁ひろばの広場部分に駐車スペースを設けることができれば、18台は合計で確保できるという認識でいいでしょうか。

○ 中山管財課課長補佐

おっしゃっていただいたとおり、今既存の新丁ひろばの既にある駐車場の容量が15台でございます。今申し上げましたとおり、3台から4台の跡地整備ができれば、計算上、18から19台にはなります。

もう一つ、今し方おっしゃっていただいていた広場部分のところですけども、これはこの第一勧業銀行の跡を壊していく中で、地元の皆さんと協議をする中で、ほぼ3分の1ぐらいやと思いますけど、面積的にいうと、3分の1を広場として残す、残りの3分の2を駐車場として整備をするという形で、今の形になっています。

ですので、残りの3分の1の広場部分も、地元の方のご理解があれば、駐車場として再整備をすることは、そういう方向で、私、担当しては思いとして思っています。

図面上で線を引いていきますと、今現在の15台が21台の区画が引けそうでございます。ですので、跡地の3台、4台と合わせると24台から25台の駐車場が、とりあえずどこの駐車場を借りることなく、市の持っている既存の財産を活用することで、それぐらいの台数は確保できると。ただし、地元の理解が必要だということでございます。

○ 森 康哲委員

たしか、新丁ひろばを整備する際に、地元との合意内容は、四日市祭りのときに山車をあそこで回したいという要望があって、ああいう形で広場に残したという経緯があるので、その山車が回すことができるように、フェンスを例えば切って山車が入れるようにしておくとか、四日市祭りのときには、あそこの駐車場スペースを広場にも転用できるというような工夫をすれば、地元の合意はとりやすいのかなと思いますので、そういうところも協議の中に盛り込んでお願いしたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 中山管財課課長補佐

今、森委員さんからおっしゃっていただきましたとおり、私、背中押していただいたよ

うな気持ちで聞かせていただいています。

おっしゃっていただいたとおり、四日市祭りのときの山車の、あそこで回転して皆さんに見ていただくというような趣旨で広場部分を残したというふうに、私も聞いております。今、駐車場になっている部分は、いわゆる駐車場の車どめというコンクリートのタイヤが乗り越えないように設置されている車どめがありますけれども、これが固定式でございます。今後、地元さんといろいろ協議をさせていただく中で、山車をお披露目したり、あるいは年に数回、あそこで地域の商店街さんが主催でイベントを打たれるんですけれども、そのイベントのときでも、やはり駐車場としての機能は停止させるんですけど、やっぱり車どめだけは残ってしまうので、当然のことながら。そうすると、完全なフラットにはなりませんので、使い勝手が若干使いにくいのかなという思いもありますので、今後の協議する中での話ではありますが、その車どめを、例えば着脱式のものに変えて、いざというときはそれを外せると。そうすると、完全なフラットのスペースになる。地元としても使い勝手が非常に上がるんじゃないかというような、地元さんにしてみれば、駐車場をとられてしまう、失ってしまうばかりでは、なかなかうんと言ってしまうことは難しいと思いますので、私のほうも、こういう協力をさせていただきますと。これでいかがでしょうかというお話を持っていくつもりで、今、担当としては考えております。

四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正についてが可決されるというようなことも一つのきっかけといいますか、引き金にして、私のほうは、この3番の課題の解決に向けた動きをとるスタートラインに今現在立っているつもりでございます。あとは、用意ドンのピストルを鳴らしていただくタイミングを待っておったというところであれですけれども、一応、そういうつもりでおりますので、その辺はおくみ取りをいただければと思います。

以上です。

○ 森 康哲委員

ぜひ、我々も応援したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 竹野兼主委員長

森委員は、もう市民の利便性というので、その市民の了解を得ることが最も重要やということをおっしゃっておりますので、今、中山管財課課長補佐も、そういう意味合いのことを

お話しいただいているので、しっかりとした対応をお願いしたいということでよろしくお願ひします。

○ 森 康哲委員

その辺の部分、分科会長報告にぜひ盛り込んでいただいて、しっかり書いてください。お願ひします。

○ 樋口博己委員

ちょっと関連して、大体の流れは、私も記憶にはあるんですけども、ちょっと確認したいんですけど、立体駐車場の、例えば改修がこれぐらいの予定にあるとか、そういうことってあるんですか。メンテナンスが必要なのはいつあるとか、今、壊すという、解体するという話が何となく進むのかなという気がしておるんですけど、どのタイミングが一番いいのかというところを、ちょっと。

国のガイドラインによる安全対策という話もありますけど、その辺のタイミングというか、一番いい費用対効果として、どのタイミングがいいのかというのを、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

当然、機械物でございますので、設置後、おおよそ30年でいわゆる改築というか、する必要がございます。来年度、平成28年度になりますと、もう20年になります。

そうした中で、今の時点で、例えば間引いて改修ということになると、あと残り実際のところ、10年でございます。それを勘案しますと、改修費にかける費用等を考えると、なかなかそれを改修して使い勝手のいいように、ただし、安全基準に合致した中でスピード性は可能性として薄いのかなというふうには推測される状況です。

済みません、的確なお返事になっていないんですけども、申しわけございません。

○ 樋口博己委員

そうすると、今のままの状態で見守りのメンテナンスをやっていくと、あと10年ぐらひは改修まではもつと。だけれども、何か間引きして利便性を向上しようとして手をつけようとする、そこにセットで国のガイドラインの安全対策をオンしなければいけないと

ということが発生すると、そうすると、そこに費用が発生するから、安全対策を含めて、間引き、利便性向上の予算と解体する予算とてんびんかけると解体のほうが安いというのが検証されてきたということではないですか。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

おっしゃるとおりだと思います。

○ 樋口博己委員

ちょっとその検証した数字だけ、資料で後で出していただけますか。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

済みません、平成26年の本町プラザ駐車施設のあり方についての資料でよろしいでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

それでいいですね。

○ 樋口博己委員

あと、今まで地元と交渉以前のこういう相談とかいうことはあるんですか。この件について接触した経緯というものはあるんですか。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

地元さんのほうには、今のところ、まだお話ししていないんですけど、ただ、北伊勢上野信用金庫さんについては、ちょうど向かい側に立体駐車場がございますので、もしそういうふうな基準で使い勝手悪い中でこれを解体となった際には、例えば土日とか、あるいは夜間ですね、銀行の営業日以降に使用というものは可能ですかというお話は、ご相談というところでさせてはいただいています。

○ 竹野兼主委員長

勝手にとめられるということはあるんじゃない。

○ 樋口博己委員

反応はどんな感じなんですか。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

皆さんおっしゃってみえるように、まずは支店長さんのほうは、やはり勝手に結構本町プラザにみえるお客さんも、うちの駐車場を実際のところ使ってもらっています。ただ、それもうちの銀行として、地元の信用金庫でございますので、そういう中で、出ていけというのはなかなか言えませんよねというようなことはおっしゃってみえて、必ずそういうふうに使わせてほしいということについては、支店長さんとして即答はできませんけど、本部と相談はさせていただきますというようなことで、まだそれについての具体的なお返事というのはないんですけれども、やっぱり地元の信用金庫さんとしてのご協力は多少は得られるのかなというふうには、感触としては思っております。

○ 樋口博己委員

行政が正面切って相談なりお願いに行くと、本部なり何なり、しかるべきルートでないと、なかなか、はい、いいですよというのは難しいところがあるかもわからないですね。今の状態だと、何となく皆さんが迷惑かからない範囲でとめているというのが現状なんだろうなど、僕も薄ら薄ら感じてはいますけれども。経過、わかりました。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 荒木美幸副委員長

この機会ですから、利用者の1人としての意見ということで述べさせていただきたいんですが、先ほどから森委員が、非常に利便性が悪いということで、皆様にご迷惑をおかけしているということでお話がありました。恐らく、私、この中で一番利用しているのではないかなと思います。

実は、私自身が、やはり利用するに当たっては、ほとんど立体駐車場は使わないです。なぜならば、例えばセミナーなどにぎりぎりに行くときに、時間がかかりますから、あそ

こにとめることによって非常におくれてしまうということもありますし、1台1台の入出庫に時間がかかると同時に、必ずしも警備の方が常にいるわけではありませんので、警備の方をまず呼んで、それも待つ時間もあつたりとかもしますし、非常にロスが多いんですね。出庫のときには、すぐに帰りたいという場合などのときには、とてもじゃないですけど、そこで時間をとられるのは困りますので、やはりそこは利用しないという状況です。

じゃ、どこを使うかという、新丁ひろばの、今のお話出ている駐車場を使うんですが、実は、私の印象なんですけど、いつもとてもあいています。本当に数台しかとまってなくて、土日は人が多いかなと思いますけれども、意外にあそこの駐車場が利用されていないという状況を感じます。ご察しのように、一番いっぱい駐車場は目の前の北伊勢上野信用金庫さんなんです。利用者の中には、はっきりと、私の駐車場はあそこなのという方も実はいらっしゃるんです。それぐらい利用していますし、むしろ、本当に土日はいっぱい、一般のお客様がとめられないという状況もかいま見える状況の中で、北伊勢上野信用金庫さん、すごく協力してくださっているようですけども、本音の部分がなかなか言えない部分があるんじゃないかなというのは思っていますし、大変、これはご迷惑をおかけしている状況なんだろうなというのを、常に私も感じながら、周りの駐車場を私も利用させてはいただいているんですけども、これが現状なのかなということを感じますし、恐らくそれは、地元の商店街の方々もよくご存じでいらっしゃると思います。今ま立体駐車場で事故が起こらないからいいですけども、そこで何かトラブルが起こってからは非常にまずいのかなというのを感じながら利用させていただいておりますので、一市民の代表の声として受け取っていただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

○ 竹野兼主委員長

意見ということで。

○ 荒木美幸副委員長

意見ということで。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 早川新平委員

LEDコスト比較資料、ありがとうございました。これ、ちょっとお伺いするんだけど、真ん中のH f 蛍光灯高効率タイプ、これはわざわざ記載してもらったんは、今現実、市庁舎で使っているんですか。

○ 中山管財課課長補佐

H f 蛍光灯といいますのは、見た目普通の蛍光灯で、今、上を見ていただくと、この財政経営課長の上の左、北側、この真ん中の蛍光灯を見ていただくと、太さが若干細いと思うんですけども、これがH f 蛍光灯です。この真ん中のちょっと太目のが普通の蛍光灯です。

この蛍光灯、太いのが既設として使っている蛍光灯で、これが、蛍光灯はもちろんです。照明器具自体が壊れると修理する必要があるんですが、その場合は、これまではH f 蛍光灯に切りかえるという形で対応しておりました。

ですので、庁舎の、今現状、6階から11階の中には、部分的にこういう、少しスリムな蛍光灯があるところが部分部分でございます。市庁舎でも使っております。

以上です。

○ 早川新平委員

そうすると、LEDがなかった場合やったら、H f 蛍光灯を使っていくという予定やったんですか。

○ 中山管財課課長補佐

おっしゃるとおり、LEDがこれだけ一般化するまでは、このH f 蛍光灯、これのほう。若干ですが、通常の蛍光灯よりも消費電力が少しだけ少ないんです。あと、明るさもそれなりにございますので、LEDが登場するまでは、このH f 蛍光灯に切りかえていくというのが一つの流れでございました。

以上です。

○ 早川新平委員

7年と14年と。昨日、中山さんのお話では、まだ14年経過しておらるので費用対効果、

はっきりわからんというのが、これが本音のところやと思うんですが、粗悪品のLEDやから、メイド・イン・ジャパンじゃないから、マスコミでにぎわしておるやつは日本製ではないという答弁だったよな。現実には、もとの電球だけ変えるか、初期投資が要る部分があるので、これはもともと既存のやつを利用するのと、新たにつくるというのは、スタートラインが変わるので、そこのところは別に言う必要は全くないんやけれども、果たしてこれが14年もつのかなと。14年以上使用するとLEDのほうが有利となるって書いてあるので。13年やったら不利やということやな、逆に、額面どおりに読むと。だから、14年待たあかんということやな。わかりました。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 森 康哲委員

資料を用意していただきありがとうございます。消防車両を車両購入としているところの理由を資料で出していただいたんですけども、ちょっと特殊車両の捉え方が私とは違うので、意見をまた聞かせていただきたいんですけども、特殊車両というのは、そもそも車両部分と架装部分とあって、それを一緒くたに特殊車両というわけですよ。だから、以前も、私、提案させていただいたのは、車両は車両で購入すると。その購入した車両を架装してもらうという考え方にすると、車両はリース。特に架装の部分は購入というふうになると思うんです。救急車でも、ハイエースとかベースの車を購入しておいて、架装すると、そういうことができるわけなんですけれども、リースの可能性も出てくるんですが、その辺の考え方というのは持っていないんですか。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

三つ目に、実はリースというのも可能性としてはあるということで書かせていただいているんですけども、委員おっしゃった、いろんな装備等も、別に見込むとしたら、車両メンテナンス費用にある程度の余裕というのが当然かかってくるということになってきますので、リース費用のほうが割高というところでは想定されるのではないかとということで、済みません、これはリース会社のほうにうちのほうが昨日聞いた内容でございます。民間の一部、セントレアなんかの消防車でリースは実際あります。そこではやっていないです

けれども、そういうお話はお聞きしたんですけど、その費用がお幾らであるとか、あるいは今回議案に上がったような高規格の救急車であるとか、あるいは消防車の中で、いろいろなさまざまな装備があるかと思えます。そういった中の加味した中で、メンテナンスも含めてリースをとということになると、なかなか難しいのかなというふうには思っております。

○ 森 康哲委員

僕が言っていることを、ちょっと理解してもらっていないのかなというのは、車両部分と架装部分というのは分けられるんですね。分けられるというか、メンテナンスも違うんです。エンジンが壊れたならディーラーに持っていく。消防車のポンプが壊れたなら、そのポンプメーカーに持っていく。車両部分が壊れたなら、ディーラーに持っていき、架装部分が壊れたら、その架装をつくった会社に修理を出すと。分かれているんですよ。車検もそうですよね。車検も、ディーラーに出すんです。ポンプ会社に出すわけじゃないので、そういうことであれば、車両の部分はリースでできるんじゃないのですかというお尋ねなんですけれども。

○ 竹野兼主委員長

森委員、これ、消防車なので、消防本部でないとなかなかそのところは。今言うリースの考え方と、それから購入の考え方の部分のところを明確にしてもらった資料であります。

今は、逆に、これはひよっとすると、消防本部のほうで、例えば購入の場合に、こんなリースできる部分があるやないかという話だと、多分、答弁はもらえるのかなと思うんですけど、ここ、例えば特殊車両の装備の部分のところを伺ったとしても、なかなか答えられづらいのかなという部分が見受けられるんですけど、それは今の話でいけば、そういうことがあるんだよと教えてもらうのはいいと思うんですけど、それを、そういうことに対してリースしたらどうやというのの答えは消防本部かなと、僕自身は感じるんですけど、その辺、どうですか。

○ 森 康哲委員

この4ページの資料の内容が僕の考えていたのと違うもので、特殊車両だから車両購入

費用が高くなると書いてあるんですよ。

○ 竹野兼主委員長

あくまで、先ほど石川管財課長が言ったみたいに、消防車をリースにした場合にはどうなんやというのは、当然、メンテナンスの部分と、それから特殊装備については、本当のどういうものが必要なんということはわからない状況で、リース会社に聞いたという、今、答弁されましたよね。

だから、そのこのところの部分でいうと、森委員のほうがより明確なことを知っていて、それを教えてあげている状況で、それに対してどうなんやという答えは、なかなかできる状況ではないのかなというのを思うんですけど。

○ 森 康哲委員

だから、今、管財課で扱っている車両は一元管理でリースで、購入車両は4台だけ、これもリースにできる部分はしていくよという説明だったので、それと消防本部はどう違うのというので、この資料を出したんです。

今、これを見ると、全然説明が逆になっているので。リースは割高だと。なぜなら、特殊車両だからというふうに書いてあるので、同じリースで一元管理したほうがお値打ちだよというなら、車両と分けて考えれば、消防本部もリースという手もあるんじゃないかなと感じたもので、その説明でいくと、ちょっと違うんじゃないかなと。

何が言いたいかという、今、一元管理で安くなっているよというのは、逆に、消防本部と同じ考えでいえば、高くなるんじゃないかというのが言いたいんです。

○ 竹野兼主委員長

わかりました。そのこのところに対してどうなんやというところを、改めて答弁もらえますか。今言われる、この消防車両のリースも含めて、考え方、リースより購入のほうがいいのではないかということ言われている部分について、昨日もずっと答弁はされていますけど、改めて、これは、内田財政経営部長、答えられていただけますか。課長で話をしても、その次のところに進んでいけないので、もしできれば、部長のほうで答弁いただけるとありがたいんですけど。

○ 内田財政経営部長

まず、昨日私どもが申しあげましたのは、今回のお話としては、車両の調達について購入がいいのかリースがいいのかというお話だと思います。

今、消防車両の調達と、一元管理による一般の車両の調達、これにはやっぱり考え方によっては、今委員からおっしゃられましたように、車両部分をリースで、架装部分は購入ということもありましたけれども、調達方法でいえば、購入とリースの経費比較をした中で、それぞれの、今回消防本部であれば購入費用のほうが、例えばメンテナンス費用も含めて、あるいはそれに伴う諸費用の負担も含めて、購入のほうが有利であると。一元管理車両については、逆に、昨日お示しした資料では、リースのほうが数字的には安くなると。

この中には、やはり昨日三つ申しましたけど、二つ目の車両のメンテナンスの部分も、人件費も含めてなんですけど、含めて一緒に比較せんと、なかなか実態としては見えてこない。これは、リースの中にはそういった費用も含まれておるからという説明をさせていただきましたが、それに対応して、購入も同じように、車両のメンテナンス等の費用も含めた形で比較した場合に、一元車両のほうはリースのほうが有利ではないかと。あるいは、消防本部の場合は購入のほうが経費的にはいいのではないかというような判断があって、それぞれの部署で調達方法については検討して、その結果で購入かリースかという判断をされておると、私は思っています。

それから、オール四日市として全ての車両がどうのこうのという議論になると、そこは線引きが難しいのかなと。消防車両と一元管理しておる一般車両とでは、やはり見方が違ってきますので、そこは、それぞれの車の使用用途に合った、あるいはメンテナンスの体制に合った経費比較をした中で調達方法を選んでおるといふふうに私は思っています。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

そういうのもわかるんですけども、ごく一般的に考えたら、購入よりもリースのほうが割安なんだというイメージは、一般市民は持っていないんですよ。どうしても、購入のほうが安くつくというのが常識になっていますので、その辺を、我々にも丁寧に説明してほしいし、我々がまた市民に問われたときにきちっと説明できるように、きちっと理論を整理しておいてほしいんです。

こういう消防車両を具体的に内容聞いて比較したときにでも、私みたいに車両と架装を

分けて購入したらリースでもできるじゃないかといった場合に、反論できないじゃないですか。そういう市民もいると思うんですよ、そういう考え方。そうでしょう。

行政なんだから、きちっと費用対効果を出して、こういうきちとした理由でリースにしているんだという説明を、やっぱり打ち出してほしいなと思いますので、今の質問に関してはこれまでとしたいと思います。

○ 中村久雄委員

全ての車をリースしていくというのは理解したわけですがけれども、リースバックやったかな、61台なら61台、全部1社でまとめて、その分のコストダウンを図るというのを四日市市はやっていないと思うんですけど、今回も1台、どこかで見積もり出して、仕様書を作って発注しているという中で、細かく注文していくみたいな。それは、市内業者が行っていると。でも、大手ですか。リースバックというのは大手しかないの。そこでコストを下げていくとか、こういう今の発注状況で3台はどこどこ、5台はどこどこ、今回の1台はどこどこでというふうな見積りをとってやっているというところの考え方だけ、ちょっと説明していただけますか。市民にとったら、大きくやって、コストダウンしたほうがいいかと思うんですけど。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

1社、台数をまとめることでコストが安くなるんじゃないかというご意見だったかなというふうに思うんです。うちのほうも、検討のほうは、当然、この総務常任委員会の中でいただいていたりして、検討のほうはスケールメリットが出るというんじゃないかということで、検討すべきということで検討のほうをさせていただいています。

現在のところも、はっきり言って、ばらばらではございます。周期というのがございますので。そうした中で、再リースの際に、いわゆる時期をそろえたりということになると、結果的には当然コスト高にはなります。

それと、リース契約は大手のところなんですけれども、リースを1本化したところで、入札価格についての大きい影響はないかなというような回答は、一定はいただいています。

それと、リース契約を1本化したときなんですけど、調達契約課のほうから、リース会社というのは、いわゆる落札後、車両調達を当然しますもので、大手であればそれも可能かな。ところが、小規模の事業者であれば、なかなかそこへ大量に一斉に、例えば61台につ

いて、例えばリース、一斉にということは不可能に近いことですので、そうすると、小規模の事業者の参入がしにくいような状況もございますので、そうした中で、一定、競争ということも必要でございますので、その中で市外事業者とか、小規模の市内事業者を含めた上で、10社程度で入札するのが一番価格面の中ではいいのかな。

そうすると、どうしても市内業者さんも入っていただくという中では、今回、お示しさせていただいた7年後に一斉にもし変えるという場合だと、非常に難しいのかなというようところで検討はさせていただいています。

○ 中村久雄委員

リースバックで今かかっておるリース契約を、そのまま移管することもできるはずなんですよ。61台一遍にというのは、まずおのおの車検の時期が違うはずなので、契約時期も違うはずなので、それはそれで別に、どこの業者でも対応できるかなというふうに思います。

ただ、入札入るのが大手に限られてくる。市内業者が入れる余地がなかなかないかなというふうには、ちょっと想像するわけですがけれども、その辺で考え方として、あれと一緒に、四日市ドームの自動販売機と。育てていくのか、市内で、市の税金を循環していくのか。大手の2社、3社の見積もりとったら、これはコストはぐんと下がると思いますよ。それで、契約の切りかえでいけるはずですから。

というところの考え方をしっかり持っていただきたいなというのがあります。部長、いかがですか、それ。

○ 内田財政経営部長

一番経費を安く、最大の効果ということが、我々、基本中の基本とっております。一番少ない経費で一番効果が出るというのは、あらゆる手段を使って検証する必要があるうとは思っています。

それとは別に、一方では、やっぱり地域産業の育成という面が、大事な市としての果たすべき任務であると思っておりますので、そこの兼ね合い。ここは、ルールを決めて、こういう場合はこうというふうには、なかなか明確に申し上げられるものではないですけれども、地元の中小企業の方にも参画していただけるということは、一つ判断の材料になってきますので、それは、場合によってはそれぞれ、その都度、その都度、例えば調達契約課

との相談の中で判断していくことになるろうと、このように思っております。

以上でございます。

○ 中村久雄委員

意見ですけれども、本当にコストだけ考えていくんじゃなくして、出したコストがどういように返ってくるかということも考えていただいて、そういうバランスの中で市政を担っていただきたいなというふうに思います。

○ 谷口周司委員

確認だけさせてください。購入とリースで、リースの使用制限というか、車自体に、今は四日市市のマークだけだと思うんですけど、リースの場合でも、もしあそこにカラー塗装したりとか、そういうのができるのかどうか。購入やとできると思うんですけど、リースの場合はさわれないのか。

○ 中山管財課課長補佐

リース車両でも、購入車両とほぼ同じく塗装したりマーキングをしたりというのは可能でございます。

以上です。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。今、まだ余り考えられないかもしれないですけど、これから、そういう車にもいろんな工法とか考えられていくこともあるかと思しますので、ちょっと確認だけさせてもらいました。

○ 竹野兼主委員長

それによると、残価が減るといふのがあるのかもしれないね、リースやと。

1時間経過しますので、もしまだ質疑があるということであれば休憩をとった後ということですけど、ご質疑ございますか。

(発言する者あり)

○ 竹野兼主委員長

そうしたら、11時25分まで休憩させていただきます。

11：15 休憩

11：25 再開

○ 竹野兼主委員長

時間が参りましたので、再開したいと思います。

それでは、ご質疑を続けて。

○ 森 康哲委員

リースのところでちょっと戻って申しわけないんですけども、確認だけしたいんですが、例えば隣の鈴鹿市さんみたいに、メーカー指定でリース契約をすることができるのかどうか、確認をしたいんですけども。

○ 中山管財課課長補佐

基本的には、地方自治法の中で契約の締結について規定されているわけですが、基本的には一般競争入札を原則とするという中で、なるべく競争性を確保するという意味では、余りメーカーなり品目なりを指定することは、それを阻害する要素で働くものですから、一般的には、余り指定をするということを行わないのが一般的だろうとは思いますが、ただ、その自治体自治体において、地元には、例えばトヨタの本社が豊田市にあるとか、鈴鹿市にホンダの工場が大きいのかあるとか、いろんな、自治体によってはそういった事情もありますので、それは各自治体の判断でもって、どこまで指定することが可能かどうかというのは、それぞれの自治体での政策的判断になろうかと思えます。

以上です。

○ 森 康哲委員

恐らく、その市町によって判断できる状態になっているのは、産業の活性化ですね。地

元の地域の地場産業の活性化にも寄与すると。あと、税収入、その地元にとりだけ税金が落ちるかというのも大事な要素になってくると思うんですよ。そういう観点から、豊田市ならトヨタ、広島市ならマツダとか、そういうので地域の地場産業を育てる意味で入札にも配慮をしていただくことになっていると思うんですけども、条例とか法律で縛られていないのなら、四日市市も、車産業ということではないんですけども、以前お尋ねした、東芝の工場が四日市市にあるなら東芝製品、パソコンはもう撤退したのであれですけども、以前質問したときには、パソコン、どうなんだという質疑もしたし、例えば自動販売機でいうと富士電機が日本一なんですね、生産量、四日市工場が。日本一の工場が四日市市にあって、本社も四日市市だというんだったら、同じ考え方はできないのという質問もしたと思うんですよ。

四日市市はできませんと、政策的にできませんという回答だったので、今回もあえてお尋ねしたんですけども、やはりこれだけいろんな産業がある中で、日本一の産業が四日市市にあるのであれば、そういうところに目を向けることも必要なのかなと思うので、意見として今回は言わせていただきたいと思います。

以上です。

○ 中村久雄委員

簡単になんですけども、今日の資料の2ページの、道路照明、公園照明ですけど、LED照明は明るいというイメージがあるんですけど、昨日もちょっと夜歩いておったら、ああ、明るいなと思って。

近隣のご家庭が、夜ずっとらんらんと照明が入る等々で、ここで聞く話じゃないな、これ。そういうふうな話とかいうのは、どこかに入っていますか。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

日永の跨線橋、こちらのほうが平成25年度に道路照明をLED化しております。それと、塩浜の跨線橋、耐震化に合わせて整備中でございますので、その際には、照明についてはLED化をということで道路整備課のほうから確認をさせていただいています。

こちらのほう、塩浜の跨線橋については平成30年度までに完成予定でございますので、以降についても、路線の整備に合わせてLED化を図っていきたいというふうに道路整備課に確認をしております。

以上でございます。

○ 中村久雄委員

それについての地域からの苦情というのは、ここには入っていないという理解でいいですか。

○ 中山管財課課長補佐

私ども管財課に対してはそういった苦情というのは入ってくることはないだろうと思います。

ただ、中村委員がおっしゃっていただいた、いわゆる光の害と言われるものだと思うんですけども、そういったものがもし発生している、あるいは発生が予想されるような場合は、この2ページでお示しをしております2番の基本方針の(2)の②で、ただし書きで記載しておりますけれども、照明の連続性や景観に配慮する必要がある場合はという、ここ、ばしっとはまるわけではないですけども、これに類するものというような扱いで、従来型の照明に交換することも、それはあり得るところで、それは所管部局のほうで適正にご判断いただければと思います。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 樋口博己委員

今、ちょっとLED照明が出たんですけども、この3ページの横長の③の表でちょっと確認したいんです。これは、③の蛍光灯の場合は、現状維持なので初期投資はなくて、電球を変えるだけという試算なんですけれども、これは以前の考え方だと、器具が壊れたらHf蛍光灯に変えるという話を、以前はそういう考え方だったと。そうすると、現状の蛍光灯が壊れた場合には、今さらHf蛍光灯に変えないと思いますよね。そうすると、LED照明に変えますよね。多分、だんだんと蛍光灯の器具が、販売がなくなっていくと思うんですよね、14年先を考えると。これはこれで、考え方の試算としていいんですけど、現実的には、蛍光灯が今から17年、器具含めてもつかというと、どこかのタイミングで、

老朽化で変えていくということもあると思いますので、その辺は、そういうことでいいんですよね。試算としては、これはいいんですけど、考え方としては、どこかで照明器具を変えざるを得ないということだと思っております。

○ 中山管財課課長補佐

今おっしゃっていただいたとおり、LED化するに当たって経費的にどうなんだと。どこで逆転現象といいますか、経済的なメリットが出てくるのかというところを試算するに当たって、比較対象として既存の、一般的な、先ほど申しましたちょっと太目の蛍光灯と、それからそれが壊れたときに、その当時改修をしておりました、ちょっとスリムなHf蛍光灯と、こういったものが非常に普通に使われている照明器具でございますので、これらと経費を比較することで、一定年数が過ぎれば、LED化のメリットが経済的にも出せるという判断のもと、LED化を進めていくという判断をしたものでございます。

以上です。

○ 樋口博己委員

それはわかっておるんです。ただ、現実的には、蛍光灯の器具、17年、このまま器具がもちませんよねという話をしておるんです。

○ 中山管財課課長補佐

失礼しました。おっしゃるとおり、蛍光灯の器具が、その年数もつというのは、私も現実的にないと思いますし、既に蛍光灯の生産がもう終わっているというか、新しく蛍光灯をつくるということは、多分、今現状されていないと思いますので、世の中の流れとしては、全ての蛍光灯がすべからくLED化に流れていくんだらう。照明器具がLED化されていく流れなんだろうなということでございます。

○ 樋口博己委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

1ページのところでちょっとお聞きしたいんですけども、1ページのLEDベースライトFL40wというのは、上のこういうタイプだと思うんですけど、IL100wというのは、どういうタイプなんですか。

○ 森管財課主事

管財課、森です。よろしくお願いします。

I L 100wというのは、一般的に白熱灯のタイプ、基本的にはダウンライトになりますけれども、そのタイプを指しております。

以上です。

○ 樋口博己委員

白熱灯なので100w相当なものをLED化すると、非常に削減効果が高いと。その後ろにあるようなものを言うんですか。

○ 森管財課主事

ちょっとこれは違うんですけれども、イメージはこういうような形です。丸い電球がついていて、下の部分を照らしているというようなものをご想像いただいたら結構かと思います。

○ 樋口博己委員

はい、わかりました。そうすると、電力量の削減は14万5862kwだということで、これは電気料金にどうはね返るかというところでは、平成27年度、平成28年度では、昨日の答弁のとおり10万円ぐらいしか変わらないということでもいいんですか、これは。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

下の(2)のところで、金額にしますと、削減量の14万5862kwに対して、網かけの部分、金額としましては278万円削減になります。試算としては、恐らく278万円削減にはなる。ただ、予算として、平成28年度予算、電気料金で平成27年度と平成28年度の比較を管財課分で持つておる市庁舎等管理運営費の中の電気料金につきましては、10万円だけ削減、マイナスというふうにはなっていますけれども、それは、例えば電気料金ですので、冷暖房の機器でありますとか、そういうこともございますので、季節の変動等もございますので、本来ならば、ずばっと270万円ぐらい削減しますよと表には出していきたいところなんですけど、なかなかそういうわけにはいきませんので、災害待機等もありますし、そういう

冷暖房機器も大層古うなっておりますので、そうした中で削減については10万円だけ、予算としてはマイナスになってくるけど、効果としては、明らかにこれだけ下がるであろうという数字の資料でございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。そうすると、平成28年度決算が出ると、恐らくこのような数字が期待できるんじゃないかという予想の数値ということで理解します。はい、わかりました。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、質疑もないようですので、討論に入りたいと思います。

討論がございましたら、発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決に入りたいと思います。

それでは、議案第58号平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第21目諸費中市民税課、財政経営課関係部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第11款公債費、第12款予備費、第2条債務負担行為（関係部分）、第5条歳出予算の流用、議案第70号平成28年度四日市市桜財産区予算につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送ることはないということで確認させていただいてよろしいですか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、よろしく願いいたします。

[以上の経過により、議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第21目諸費中市民税課、財政経営課関係部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第11款公債費、第12款予備費、第2条債務負担行為（関係部分）、第5条歳出予算の流用、議案第70号 平成28年度四日市市桜財産区予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第107号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第7目 財政管理費

第21目 諸費

第12款 公債費

○ 竹野兼主委員長

それでは、議案第107号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第7目財産管理費、第21目諸費、第12款公債費について、資料の説明をお願いいたします。

○ 田中財政経営課長

お手持ちの資料の予算常任委員会資料、平成27年度一般会計補正予算（第8号）です。

それでは、説明を申し上げます、こちら、財政経営部所管の部分の補正予算の歳出部分の概要でございます。こちらで網羅してございますので、こちらの資料でご説明申し上げます。

こちら、補正予算書（2）は32ページから35ページ、それから56ページから57ページになります。管財課分もあわせまして、私のほうからご説明申し上げます。

まず1点目でございますが、総務費でございます。市庁舎等整備事業費のアセットマネジメントということでございます。こちら、当初予算のほうでも議論になったと思いますが、当初予算で8820万円計上しておったところでございますが、総合会館の天井崩落対策工事等に入札差金が生じてございました。ということで、予算を下回ったということで、この差金相当分、450万円を減額しようというものでございます。

続きまして、LED化推進事業費でございます。いろいろとご議論いただいておりますが、補正前が3620万円で、市庁舎1階から5階までのLED化の工事ということで進めておったところですが、こちらについても入札差金が生じてございます。ということで、その部分470万円を減額しようというものでございます。

続きまして、都市基盤・公共施設等整備基金積立金でございます。こちらにつきましては、補正前の額が11億8900万円余でございましたですが、今回、また歳入のほうでもご説明申し上げますけれども、歳入歳出のほうで収支差が生じてございます。そういったこともございまして、将来の大規模投資ということで、国体施設等とございます。そういったものに備えるために事業費の精算により生じた財源につきましては、都市基盤・公共施設等整備基金に積み立てようというものでございまして、補正の額が5億8802万2000円でございます。補正後の額17億7790万5000円というものでございます。

続きまして、公債費でございます。こちら、補正前の額が98億4600万円余、5071万円を減額補正しようというものでございます。この中身でございますけれども、一つは、元金と利子のほうで、それぞれ元金が増で利子が減となっておる中身でございますが、10年利率見直し方式という形で借りておるものがございました。10年たって、当初、借り入れたときは利率が1.2%ということで借り入れたんですが、この利率が0.2%一気に見直しされたということでございます。そうなりますと、利率が大きく下がるということで、元金のほうを、逆に言うと、償還のスピードを上げていただいて、利息のほうを減らすと。これ

は、住宅ローンなんかを見ますと、こういった形になってくると思うんですけども、こういったのが適用されるということでございまして、この部分で利息分を減らして元金分の償還を早めるという形で償還をするという形に変わりました。その部分で元金が増になりましたが、利子が減というふうになってございます。

それからもう一つ、平成26年度末に発行した市債の利率ですが、当初は1.3%前後見ておったわけですが、これが0.8%ということで確定してございますので、その部分で利子が不要になったということでございまして、あわせまして5071万円を減額しようというものでございます。

説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明は、お聞き及びのとおりです。ご質疑をお受けいたします。ご質疑ございますか。

○ 中村久雄委員

一番最後の公債費ですけど、この利率が10年利率見直し方式の償還は0.2%、1%下がったと。平成26年度に市債を起債したときには見込みよりも下回って0.8%、0.2%と0.8%の差があるわけですけど、これはどういうことなの。

○ 田中財政経営課長

こちらの差なんですけれども、この10年利率見直し方式を採用された起債、20年で借りているものでございますけれども、残りの償還期間があと10年ということになってございます。

一方、この平成26年度末に発行した市債の利率ですけれども、おおむね20年程度の償還期間があるということでございます。それで、この長さというんでしょうか、償還期間の長いものほどやはり利息が高くなっていく。償還期間が短いものは利率が低いといったことになってございまして、この差が0.2%と0.8%と。いわゆる、あと残り10年だから0.2%、残り20年ありますよというような形になると0.8%と、こういった形でこの差が生まれているということでございます。

○ 中村久雄委員

わかりました。

○ 竹野兼主委員長

よろしいか。

○ 中村久雄委員

よろしいです。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 樋口博己委員

ちょっと済みません、わからないので教えてほしいんですけど、市庁舎等整備事業費の中で入札差金で450万円、LED化推進事業費で470万円となっていますけど、これは例えばLEDなんかは470万円入札差金ありますけれども、これは今のタイミングじゃなくて、例えば去年の9月ぐらいに入札して、入札差金があったとします。そうすると、今後、今年度は1階から5階までの予定ですけど、入札差金があるので、例えば計画的な事業として来年度予定していたけれども、6階までやるのに予算を流用できるんですか。どこまで、節、項とかいろいろありますけど、どこまで同じ事業内で予算を流用できるんでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

流用の考え方ということでよろしいですか。

○ 田中財政経営課長

こちらの考え方、例えばLED化推進事業費でございます。差金が生じてございますので、例えば6階部分までも含めてやろうかということだと、流用だけをとりますと、同じ工事請負費になりますので、流用は生じない形ではできますが、やはり契約内容の変更を伴ってくるということになりますので、やはり余ったからどんどんふやすということになると、例えば余り大きな変更、契約議案ですと5%を超えますと議決が必要になるとかということもございますので、その辺も見越した中でのことになっていきますので、余

り安易にふやさず、例えば別契約になってしまうというような場合も想定されますので、あと工期的な問題、生じてから、また設計し直して工事すると、果たして間に合うのかとかいった中で判断されて、このような形になっているということでございます。

○ 樋口博己委員

直接こことは違うかわかりませんが、例えば道路修繕なんかで、何本か小さいのがあって、入札差金たまってきた、年度末で少し違う補修をやったという話があると思うんですけど、あれはどういう理由、その理由というか、説明をちょっと、考え方を教えてほしいんですけど。

○ 田中財政経営課長

これはまた都市整備部の所管になるんでしょうけれども、そちらの中身になってきますと、基本的に道路整備ですと、大きな1路線ですね、大きな整備をするものもあれば、中には小さな修繕ですね、例えば穴ぼこを直したとか割れた側溝を直したとかいうのがございます。そうすると、差金が積み重なっていく場合がございます。

そういった中で、非常に大きな差、何億円というような予算があるわけでございますけれども、そういった中で50万円、100万円というのが積み重なっていく場合がございます。

そういった中で、この道路要望、今回、市政アンケートも非常にいろいろ意見いただいておりますが、そういった中で、要望がある以上は、お金を残してするというのもいかなものかというような形で、また工期的にも非常に短いものが多いでございますので、また次の緊急性を当然勘案していると思っておりますけれども、そういった中で順次また次の発注、契約は別になっていきますけれども、次の発注をしてどんどん直していくというような形になっているというところでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、当初の予算の規模に対する、先ほど5%とか言われましたけど、その5%で割合の問題なのか、それとも一つの契約が、例えば200万円以下のような小さい金額だという判断なのか、それはどちらの判断なんですか。

○ 田中財政経営課長

済みません、ちょっと説明が不足しております、申しわけございません。

一つは、1本の契約という中身を、例えば変えていこうという話になる場合と、それから、先ほど申した、道路の場合は全然別の契約を新たに、余ったから次の工事現場に行きましようかというようなお話になってくるのかなというふうに思います。

この2通りあると思うんですけど、一つは余ったから、じゃ、もっとふやしてやろうかというようなものという、それは安易に、もとの契約と大幅に変わってきてしまいますので、そう安易にすると、当然工期も延びてしまったりとかいうことがありますので、なかなかそう容易にはしづらいただろうと思うんですが、例えば、そういった道路のような小さな工事、積み上げていくというふうになれば、余った部分で、また次の工事をして直しにかかると、そういった形になっていると思います。

○ 樋口博己委員

はい、わかりました。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ご質疑もないようですので、討論に入ります。

討論がございましたら、発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第107号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第7目財産管理費、第21目諸費、第12款公債費につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第107号 平成27年度四日市市一般会計補正予算(第8号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第7目財産管理費、第21目諸費、第12款公債費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

少し12時よりも前ですが、お昼の休憩に入りたいと思います。

それでは、13時再開としますので、午後からは財政経営部・会計管理室分を行いますので、よろしくお願いいたします。

11:51 休憩

13:00 再開

○ 竹野兼主委員長

それでは、引き続きまして、予算常任委員会総務分科会を継続させていただきます。財政経営部・会計管理室ということで、よろしくお願いいたします。

議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳入全般

第3条 地方債

第4条 一時借入金

○ 竹野兼主委員長

それでは、議案第58号平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳入全般、第3条地方債、第4条一時借入金についての請求資料の説明からお願いいたします。

○ 大谷市民税課長

資料につきましては、予算常任委員会総務分科会資料、ページ番号としては、私、今から説明させていただくのは9ページでございます。

○ 竹野兼主委員長

四日市市における個人市民税の推移についてですね。

○ 大谷市民税課長

はい。横の資料になっておって、ちょっと混在しておって申しわけございません。よろしいでしょうか。

それでは、ご説明申し上げます。

この資料につきましては、樋口委員のほうからご請求いただいた分でございます。平成20年9月のリーマン・ショックの前とその後で、個人市民税の推移について整理をというふうなご依頼がございまして、整理をしております。左側、表をごらんいただきますと、平成19年度から平成27年度という形で整理をさせていただいております。納税義務者数は、ほぼほぼ15万1000人から15万2000人をちょっと超える程度ということで、均等割の額という左から3列目をごらんいただきますと、おおむね4億5000万円とか4億6000万円で推移しておりますが、下から2段目、平成26年度の欄をごらんいただきますと、5億3400万円ということで、一気に8000万円ほどふえてございます。

これは、東日本大震災復興基本法に基づいて、均等割が500円値上がりということで、平成26年度から平成35年度までの10年間限定で、均等割3000円のところが500円プラスで3500円という形になってふえておるところでございます。

そのほか、所得割の額をごらんいただきますと、おおむね180億円前後ということで、ここ七、八年の間、余り大きな上下、変動はしていないというところがございます。

これは、市町村の課税状況調べというところで、去年7月に、去年に限らず、毎年7月に出しておるもののデータをまとめさせていただいたものでございます。

次に、10ページをごらんいただけますでしょうか。ちょっと縦の資料になって申しわけございません。四日市市における税制改正に伴う法人市民税の影響額についてということで、これは本会議代表質問でも取り上げられてございますが、今一度整理して紙ベースで説明をさせていただきます。

今回の税制改正に伴う法人市民税の影響と、今回に限らずなんですが、二つ要素がございまして、①、②、ちょっと太字で表示をさせていただきます。①法人実効税率の引き下げという項目でございますが、これ、法人市民税法人税割を計算するに当たっての課税標準額となっております法人税、これは国税でございますが、国の法人税をもとに法人市民税というのは課税をしております。式であらわしますと、3段ほど下の四角にございますが、法人市民税法人税割というのは、課税標準額が法人税額です。この法人税額自体が、従来23.9%ということで運用されておったのですが、3段目でございますように、平成28年4月1日以降に開始する事業年度にかかる分から、23.4%ということで、0.5%引き下げられます。また、平成30年4月以降の部分についても、また0.2%引き下げられるということで、これに伴いまして、法人市民税の法人税割というのが減少をしております。

もう一つ、二つ目の丸をごらんいただきますと、地方法人税の創設と税率の改正による法人市民税の税率引き下げということで、ちょっとわかりにくくて申しわけないんですが、地方交付税の原資となる地方法人税というものが新たにつくられることになりました。これに伴って、法人市民税法人税割の、今度は税率自体を引き下げるところが平成26年の税制改正で決まっております。もう既に、平成26年10月1日以降に開始する事業年度から、従来、私ども四日市市でいいますと13.5%であった法人市民税法人税割額が2.6%引き下げられて10.9%ということで、今、税収が入ってきてございます。

今回、平成28年度の税制改正におきましては、地方法人税の税率が、そこに書いてございますように4.4%から5.9%ふえて10.3%になると。これが引きかえの形で、法人市民税と法人県民税の率が引き下げられるということで、法人市民税に関しましては3.7%率が落ちるということでございます。

それぞれの要因による影響額につきましては、(2)法人市民税への影響額という形の表にして整理をさせていただきます。各年度ごとに、法人税の税率をお示ししております。これによって、法人市民税の法人税割への影響がどの程度減少になるのか。また、その右側の列には、法人市民税の税率自体が13.5%から10.9%になる、また7.2%に引き

下げられるということで、法人税割額の影響額がどのような形に見込まれるのかという影響額、そして一番右側に合計の影響額ということに記載しております。これ、前提としては一番下に記載してございますように、平成26年度の決算ベースで、各年度における法人税の税率と法人市民税の法人税割の税率を適用して、減収の部分のみを推計した表となっております。

説明は以上です。

○ 水谷資産税課長

私からは、先ほどの大谷課長に続きましての同じ資料11ページ、12ページになります。森委員からご請求のありました新規取得の機械装置に関する固定資産税償却資産の軽減措置に伴う影響額についての資料のご請求をいただきましたので、これについてご説明させていただきます。

現在、国会におきまして、経済産業省が中小企業等経営強化法、これを上程しております。この法律が制定されるということを前提として、平成28年度地方税法改正の中で、中小企業が新規に取得する機械及び装置で、生産性向上設備について、最初の3年間の価格を2分の1とすると、こういう特例措置を設けようということによりまして、設備投資の意欲を喚起しようというものであります。

まず、対象となります中小企業者につきましては、三つ条件がございまして、資本金の額、または出資金の額が1億円以下の法人であること。あるいは、資本もしくは出資を有しない法人の場合、常時雇用者が1000人以下、個人事業主の場合ですと常時雇用者が1000以下ということになっております。

対象となります機械装置、これは販売開始から10年以内の新モデルであること、旧モデルとの比較で生産性が年平均1%以上向上するもの。この生産性というのは、量的にたくさんできるとか、あるいは精度が高いとか、エネルギー効率がよいというふうなことで認められたものというふうなことになります。

そして、最後に、その機械については、1台または1機の取得価格、買うときの価格が160万円以上のものということになっております。

先ほど申し上げました、現在審議中であります中小企業等経営強化法、これが施行の暁には、施行の日から平成31年3月31日までの間に取得されたものを対象とするということになっております。ただし、先ほどの法律におきまして、国に対して計画を提出した上で

認定を受けるということで、経営力向上計画というものを国に対して提出することが求められております。

制度の概要については以上のようなことですが、さて、この特例措置によりまず影響額でございますが、四日市市の場合、まず対象になります中小企業の条件が、先ほど申し上げた資本金の額、それから常時雇用者、これだけで縛りということとになりますと、ご存じのとおり、IT関連企業、これは1社だけではございません。幾つかの会社が集まっておるといふ形になるわけですが、後発のほうの会社につきましては、資本金が1億円を切っております。何百万円、あるいは何千万円というところなんです、ところが、よくその中を見てもみますと、資本積立金というのが相当高額に準備されているという企業が幾つかございます。この企業というのが、上のこの三つの条件だけで考えられますと、これが範疇に入ってしまう。そうなりますと、あの山の上の大きく工場をふやそうとしているあちらの投資が、そのままこの対象になってくる可能性がございます。そうしますと、この資料の11ページ、下のほうの影響額、こちらの表のほうの三角マークがついております上の段のほうの数字、これが減収になるという見込みでございます。

したがって、ピークは平成31年度の29億6600万円と。相当な影響があるというふうには考えられます。ただし、現在、この審議中の法律ということで、経済産業省のほうで、せんだって説明を行うということでしたもので、私どものほうの職員と商工農水部の職員とで、名古屋のほうまでこの法律の説明会に行っていました。この中小企業者のくくりというのが一体どんなものなのかというふうな質問もしたのですが、まだ審議中なので詳しいことはお答えできませんということで、情報が得られませんでした。

したがって、もしそれが対象にならないと、大企業の出資100%とか、あるいは大企業からの若干でも資本が入っておるとか、そんなのはだめだというふうな条件が加わると、この表の下の括弧書きの数字が影響額というふうには考えられます。

それでいきますと、平成31年度7400万円というふうな形になります。ただ、この数値に関しましては、当然、今申し上げましたとおり、この法律による認定を受けなければなりません。経営力向上計画にのっとって取得される機械装置だけでございますので、私どものほうで、どこまでそれが対象になるかちょっと読めませんでしたので、とりあえず全ての企業が、対象になる企業がこの認定を取り、取得される機械装置が全てこの対象になるという理論上のマックスということで出させていただいた数字でございます。

ですので、今後につきましても、詳細な情報が判明しておりませんので、まだまだ情報

が不足しております。影響額が非常に大きくなるおそれが十分に予想されますので、今後三重県や私どもの商工農水部と協力して情報収集に努め影響額の見込みについて精度を高めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○ 田中財政経営課長

それでは、続きまして、13ページでございます。早川委員から、ごみ発電電力の収入の取り扱いということで、この収入については、朝日町、川越町からいただく負担金とどのような影響があるんだというようなことでご質問いただきました。

これですけれども、まず、ごみ発電電力売却収入、今年度予算で4億8900万円計上しているところでございますが、こちらについては、1番に少し書いてございますけれども、ことしの4月から稼働する四日市市クリーンセンターにつきまして、四日市市が朝日町、川越町から地方自治法上の事務委託を受けて管理及び執行するということになってございます。こちらの取り扱いにつきましてですが、平成23年8月26日に交わしました四日市市、朝日町及び川越町における新総合ごみ処理施設の整備並びに運営管理に関する基本協定書というもののなかで、歳出それから歳入全て四日市市の予算に計上するということになってございます。

ということで、このごみ発電電力売却収入についても、それを例えば割って朝日町、川越町という形に持っていくのではなくて、全て一旦四日市市に帰属させるということになってございます。

ここがちょっと関連することでございますが、じゃ、それで2町に負担はどのような形で求めていくのかというのを、ちょっと簡単な絵で描いてございますけれども、まず、この歳出のほうです。四日市市クリーンセンターの管理運営に関する費用負担、一部環境整備費も入ってございますけれども、それにつきましては、この経費の総額、四日市市クリーンセンターの新日鉄住金に対する委託費と、それから飛灰処理費や維持管理費、人件費も含んでおりますけれども、それで約9億450万円余が今年度の予算に計上されているところでございます。その中から、右側のほうの囲みの下、ごみ発電電力売却収入、それからこの四日市市クリーンセンターを運営しますと、中から破砕処理設備の中で金属、メタルをとるような設備がございます。そうしてそのメタルの部分の売却するんですけれども、その予算が、歳入がごみ発電で4億8900万円と、資源売却で376万2000円見込んでござ

います。合計4億9200万円余ということでございまして、その左側の囲み、9億450万円から4億9200万円の電力等の収入を引いた残り、この4億1173万8000円、これを、先ほど申し上げました協定書の按分割合ということで費用負担を求めるということになってございます。

この事務受託、議会でも十分にご議論いただいたところでございますが、この負担割合は処理量割と申しまして、これは朝明広域衛生組合議会と同じようなものでございますけれども、かかった費用の95%は、それぞれの持ち込んできた処理量で按分しましょうと。残りの5%は均等割、四日市市、朝日町、川越町、それぞれで3分の1ずつ負担していきましょうというふうになってございます。これを計算していきますと、7.16%の負担割合というような形で、今、想定してございます。

ということでございまして、この4億1100万円余に、この7.16%を掛けた2948万円、これが朝日町、川越町からいただく収入というふうになってございまして、基本的には収入につきましては全て四日市市に帰属すると。そして残りの部分を、協定書に基づいて、朝日町、川越町に負担を求めると、このような取り扱いになっているところでございます。

説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。ご質疑をお受けいたしますので、ご発言をお願いいたします。

○ 森 康哲委員

資料、ありがとうございます。これを見ますと、やはり国のほうでもしこれを、償却資産税の軽減措置が決まってしまうと、これだけの影響額が、大変な影響額が本市にも出るというのがわかりました。

もうこれは国の結果待ちだと思うんですけども、これの救済みたいなものは、国から打ち出されるようなことはないんですか。

○ 水谷資産税課長

私のほうでは、こういう特例措置を設けますよというところの税制改正大綱での情報まで、それ以上のところについてはちょっと得ておりません。申しわけございませんが。

○ 森 康哲委員

こんな30億円近い、平成31年度なんか一番ピーク的时候は30億円近い影響が出るので、ぜひそれに対しての救済措置を求めるような動きも必要になってくるのかなと。いろんな形で交付金なり何なりをとっていくようなことも必要になってくるのかなと思いますので、これは財政上、テクニックが要と思うので、国のほうに働きかけるように、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

ちょっと報告するの、忘れました。皆さんのところに1枚、昨日、旧三浜小学校の三浜文化会館条例という部分のところで、総務部のところで質疑があったんですけど、政策推進部のところでの報告がありましたもので、皆さんにこれだけご報告をさせていただきます。これについては、昨日の部分で、政策推進部はもう終わっておりますので、また個別でちょっとお願いをしておきたいということでよろしく申し上げます。

中断させて申しわけありません。質疑を続けさせていただきます。

ご質疑ございますか。

○ 早川新平委員

ごみ発電電力売却収入について、ありがとうございます。これ、収入は全部四日市市へ入るということですね。いろんなところで負担があつて、これ、2町とは合意も当然しておるよね。

○ 田中財政経営課長

こちらの2町とも合意してございまして、協定書という形で正式に交わしてございまして、それぞれ議決という形で地方自治法上の事務委託をとっておりますし、それから、今回の予算を上げるに当たっても、同じ形でそれぞれの議会に現在、四日市市への負担金が上がっていると、そんなような状況でございます。

○ 早川新平委員

これ、DBOで20年間で一応なっていますよね。その期間というのは20年なんですか、それとも毎年という形でやっていくのか。

○ 田中財政経営課長

こちら、DBOのほうは20年になっておりますが、当初、この建設したとき、やはり30年ぐらいは使いたいというような形で想定された施設でございます。こちらの施設がある限りは、基本的には現在の負担割合、この処理量割95%、それから均等割5%という形で、ずっと通していくという形になってございます。

それから、売却収入に関しては、20年の再生エネルギー固定価格買取制度というのがありますので、その間は、半分ぐらいの部分はこの固定価格。これは、発電のほうは二つありまして、バイオ部分というんですか、再生エネルギーの部分は例の固定価格買取制度、例えばプラスチック、燃やす部分等々につきましては、通常の入札等で売却という形になってございます。そちらの部分は定期的に見直されますが、売電については、基本的には半分が固定で、残りが入札で賄っていく中で、大体これぐらいの金額がずっと予想されていくのかなというのが今の現状でございます。

○ 早川新平委員

30年は予定しておるって、これ、30年の間に合併とかの可能性もなきにしもあらずなのかな。そういうところの割合とかいうのは、中に盛り込んであるの。

○ 田中財政経営課長

こちら、合併したときの記述というのは基本的にはございません。地方自治法上の事務委託の中でやっていますのでないんですが、例えば他市において、やはりこういった事務委託を受けたところが合併したような事例、島根県だったかなというのは覚えてございますが、そういった場合は、普通に一本化されてしまうという形になりましたが、たしかそこでも、協定書の中に、そのような記述は、何年に合併するか決まっていた場合は、何年間についてはここまでというような制限はあったかに記憶してございますが、固まっていない場合は、そういった記述は協定の中には入っていないということでございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。両方とも2町が合併するんやったら問題ないけど、朝日町だけが合併する可能性もあるかなと思うて。そうなると、2町とやってあるので、ころっと変わるんで、そのこともやっぱり予想しているんな、協定書のことやから、落ち度はないと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 樋口博己委員

個人市民税の推移についての資料ありがとうございます。納税義務者数とか、いろんなところが、税制の改正とかで数字は動いても、基本的にはそんなに変わらないという説明があったんですけれども、例えば納税義務者数に関しては、リーマン・ショックがあつて人数は一旦減っているけれども、ようやくその前に戻ってきたというふうには見ていたんですけれども、そういう感覚ではないんですか。余り変わらないというふうな説明をされてみえましたがけれども。

○ 大谷市民税課長

私、余り変わらないというのを、ちょっと表現としては15万人台で推移しておりますという意味で申し上げております。この間に年金所得者がふえておりますので、均等割だけかかる方もふえておるとか、給与収入以外の所得の方もみえますので、トータルとして見ると、高齢化の影響というふうなところも含めて、ほぼほぼ15万人台の前半というふうな形で、舌足らずな説明だったことはご容赦いただきたいと思います。

○ 樋口博己委員

過去の話をあんまりすると、決算になるのなのであれなんですけれども、わかりました。そういう要因もあるということですね、わかりました。

あと、この表からは直接は読み取りにくいかなと思うんですけれども、特別徴収を推進いただいていると思うんですけれども、その辺の推進いただいている効果というのは、どんなふう実感されてみえるんですか。来年度に向けての目標というか、そういうことも含めて。

○ 大谷市民税課長

特別徴収を実施している事業所さんにおいて、給与から源泉徴収はさせていただいている方の率が、平成26年度は81.6%でございました。平成27年度、昨年度は84.5%になってございます。

これは、三重県内全体で給与の特別徴収の推進ということは進められてございますので、他市に事業所がある方も含めて、四日市市の住民の方の特別徴収で入ってくる率というのが3%程度ふえておるということでございます。

平成28年度についても、丁寧に事業所さんをお願いをしながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、具体的に、目標、これぐらいはとかいうところまでの設定はないんですか。

○ 大谷市民税課長

申しわけございません。これは先ほど申しましたとおり、県内全体と。あるいは名古屋市にお勤めの方もみえるということで、具体の数値目標まで設定してできていないというところが実態でございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。来年度においては、企業訪問したりというような努力はいただくと思うんですけれども、ちょっと来年度の取り組み、もし変わるものがあれば、ちょっとご紹介いただきたいんですけれども。

○ 大谷市民税課長

申しわけございません。方向としては、順次段階的に進めていくということで、平成27年度につきましては、従業員10人以上の事業所さまをお願いをしております。

これをどこまで拡大するかというところは、例えばコンビニさんなんかですと、アルバイトさんを含めて10人、15人みえるというところはいっぱい事業所ございます。そこへすべからく無条件でお願いすると。短期で、ひと月で辞めていったわとか、いろんな形の、

事務の手續等もごございます。民間の事業者様に、義務であるとはいえ、お手をかけるところもごございますので、やはり個別に丁寧をお願いしていきたいなと考えておるところでございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。かなり進めていただいているので、なかなかこれ以上具体的な目標を設定するには大分難しい域に来ているというような、今の答弁で実感をいたしました。これは、ただ、そのまま安心してしまうとどんどん減ることだと思いますので、引き続き一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 早川新平委員

教えてください。予算書の第4条一時借入金のところ、方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は230億円と定めらるようになっておるんだけど、これは財政規模によって、四日市市は何%かということで230億円になっておるのか、そのところ、ちょっと教えてください。

○ 田中財政経営課長

こちらの一時借入金でございますけれども、最高額、いわゆる例えばボーナス時期とかになってきますと、賞与の支払いとかいうのが発生したりするとか、例えば年度末になってまいりますと、国庫補助事業ですと、一旦お金をぼんと払って後から国庫補助金が入ってきたり、それに見合った市債を借り入れるといったときに、一時的に資金がショートするという形になります。その間に、一時借入金を借りると。

これは、年度内に返済するというので、地方債残高には入ってこない形にはなっていますが、この230億円というのは、やはり財政規模が大きいところほど、当然、この金額は、委員おっしゃるようになら上がってまいりますし、あとそれから、過去の実績なども見ながら、こういった額ですね、会計管理室とも相談しながら、やはりここまでぐらいいはいく

かなというような形で設定している数字でございます。

やはり、大きな事業、例えば新総合ごみ処理施設ですと100億円余の支払いがあった。例えば、それに対してお金が、国庫補助金が40億円とか起債が50億円とかいう形になると90億円ショートするという、1個の案件でもそれぐらいの金額が出てまいる場合がございますので、そういったもろもろを見ながら230億円ということになりますので、規模の大きな団体ほど、やはりこういったケースは当然ふえるし、年によってはこれを動かさなきゃならないというようなケースも出てまいります。

以上でございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。そうすると、地方自治法第235条の3第2項の規定って書いてあるので、それは例えば今ちょっと財政規模による何%なのか、ランクがあって、この230億円というふうになっておるのかというところだけ教えてください。

○ 田中財政経営課長

地方自治法第235条の3第2項の規定でございますけれども、これは一時借入金を行う場合、その限度額を市でそれぞれが定めて、議会の議決をとりなさいというようなことが記載してございます。その記載が地方自治法第235条の3第2項ということでございます。それぞれの各自治体が、積算というんですか、見積もっていただいて、それについて議決を得るといふ形の法律でございます。

以上でございます。

○ 早川新平委員

今のご説明やと、提示したものが、議会の議決があればオーケーやという、そこだけなんやね。財政規模による何%が限度ということではないということやね。そこだけ教えて。

○ 田中財政経営課長

この地方自治法で、どれだけという規定はございません。定めて議決をとりなさいということでございます。

○ 早川新平委員

結構です。ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 樋口博己委員

市債残高の件はここでいいんですよね。平成28年度末の予定で、市債としては703億円、全部含めると1845億円というようになっておるんですけども、数年は、何とか少し減らしてきて、この先も減らしていくんでしょうけれども、その間に国体があったりと、いうこともあると思うんですけども、大体、人口減少とか、この先、不安材料もある中で、どの辺ぐらいまでは減らしていくべきなんでしょうか。

○ 田中財政経営課長

こちらのは、市債年度末の現在高、一体どのぐらいが適切なんだというようなところとか、そこまで持っていくということになってまいりますけれども、今現在、また後ほど補正予算のほうでも最終的な残高のほうをまたご説明申し上げるかなと思うんですが、平成28年度末、今回の2月補正も含めた形になりますと、一般会計で689億円ばかりというような市債残高に平成28年度末はなろうかと思っております。

こうした市債の残高でございますけれども、やはり一つの目安として考えていきますと、これはいろいろな諸説があるとは思うんですけども、標準財政規模というのがございます。一般的な歳入として市が入ってくる税金、交付税等々というのが、本市の場合、約700億円相当になってございます。あと、税収として見れば約600億円が本市の税で入ってくるというところでございまして、やはりそのあたりが一つの残高の目安、比較的市民にも理解の得やすい健全なところの目安、他市を見ても、大体それぐらいがいいところかなというふうには思っておりますので、先ほど樋口委員がおっしゃられたという、例えば近年であれば新総合ごみ処理施設があったりと。今後も、国体関連施設整備があるという中で、考えていきますと、今までかなりのスピードでぐんぐんと減ってきて、新総合ごみ処理施設の整備が始まって、ちょっとペースがダウンしてくるというような形ですが、また平成28年度は元金を返すのが90億円ばかり返して発行額が47億円にとどまっていますの

で、また大きく落ちますけれども、これが国体関連施設整備というふうになってくれば、またこのペースは当然緩んでくるということになってございます。

そうした中で考えていきますと、600億円から700億円というのを、まず一つ目指していくような形で、当然のことですが、ふやさない努力をしていくことが肝要かと考えてございます。本市の実情を考えますと、残高そのものが決して多いという現状では今はございませんが、じゃ、少ないのかというと、少なくともございません。中で、公債費の支払いがやや多いというのは、決算のときも少しお話ししたかと思いますが、今年度、平成28年度予算でも、償還の元利で95億円ばかりの予算を組んでいるという中で考えますと、他市に比べますと少し支払いが多いと。そんな状況もございますので、やはりもうしばらく抑制は続けていく必要があるのかなというふうには考えておるところでございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。市債残高は600億円から700億円、いわゆる四日市市の実質財源と同等ということですね。全会計としては1145億円ということなんですけど、その辺のところはどうなんですか。

○ 田中財政経営課長

こちら、どうしても企業会計、特に非常に大きいのが、やはり下水道事業会計でございます。こちらが800億円を超える数字が出てまいりますので、やはりそこを含めていくと、一般会計よりもそちらの企業会計のほうが多いという現状になっているところでございますが、やはり例えば人口減少だというふうな話になってくれば、下水道事業会計、水道事業会計におきましても、当然水の売り上げ、それから水の売り上げが落ちれば下水道使用料収入も落ちると、こういった話が想定されてくるということでございます。

そうなってくると、全体として、やはり、一般会計のみならずでございますけれども、企業会計もひっくるめて、やはり先行きの負担になるような市債残高の増嵩というんですか、それについては、やはり目を光らせて落していく方向にあるのが、将来に向けての健全な財政基盤というんですか、整えていこうとすれば、やはり全体的にどの会計をとっても、それは単年度で飛び出すときも当然あるとは思いますが、やはり大きな流れとしては、少しずつ抑制していく、落していくと、そういった流れは、やはり維持していく必要があると、そんなふう考えているところでございます。

○ 樋口博己委員

あんまり公営企業の話をするとう所管が違ふんですけれども、恐らく下水道整備がまだまだ完了していないというのとか、あと耐震化とか、その辺があつて、まだしばらく続くんだと思いますけれども、この辺は、公営企業なので、削減努力するということて理解しています。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 中村久雄委員

ごみ発電電力売却収入の取り扱いについてのところで、費用負担の中で、環境整備費を含むというところですね。環境整備費はどこまでというか、どういうところ、周辺の草刈りとかいうのが、前、環境整備費に上がっていましたけど、どの辺まで。

○ 田中財政経営課長

こちらの環境整備費でございますけれども、これは、衛生費のところてございますけれども、清掃工場費というところですね。そこで清掃工場環境整備事業費という形で予算化してございます。例えば草刈りも、当然、さっきおっしゃられたところも入っておりますし、その周辺の側溝の整備とかそういったのも、道路整備なんかもございますが、そういった部分が対象になつてございます。

少し細かいこと言うと、用地費だけは除くというような形で、お示しして了解いただいたところで、2町と協定を交わしたというところになつてございます。

○ 中村久雄委員

それはまた後ほど結構ですから、環境整備の項目とか実績とか、資料。

環境整備はこれだよというのがはっきりわかるような。環境整備費がこれから増えやんようにというところもあるんですけど。

○ 田中財政経営課長

こちら、たしか環境部のほうで何か予算要求もあったというふうに記憶してございますので、あとで確認して、そちらで配られているか、またちょっと確認します。

○ 中村久雄委員

じゃ、それ、お願いします。この維持管理費等の人件費というところで、間接経費というか、本部経費というか、ここは直接四日市市クリーンセンターでの人件費と、そのもろもろの周辺の環境整備で、例えばこっちの本店業務で、影響やったりというのが、やっぱりそこにとられる人件費等々もあるかと思うんですけれども、その辺はどういうふうに考えていますか。

○ 田中財政経営課長

こちらは、一応3名相当の人件費を見込んでいるということでございまして、例えば直接向こうに携わるいろいろな、今回、衛生費のほうでモニタリングとかいろいろな経費も出ております。それから、飛灰処理費ということは市が直接やりますので、そういった売却の手続き、それからもろもろ、先ほど委員おっしゃられたとおりに、周辺の環境整備ですか、そういったものもありますので、それをおおむね3人ぐらいたらうというような形で見込んでございまして、それでその部分の人件費は、この負担割合、来年ですと、約7%強になるんですが、その分は下さいと。そういったことで、本庁の部分も幾ばくか入った形でやっております。

○ 中村久雄委員

はい、わかりました。細かいところですけども、ちょっと安心しました。

以上です。

○ 藤田真信委員

よろしく申し上げます。

滞納対策として、平成28年度、何か取り組みを考えていらっしゃるのであれば教えてください。

○ 中根収納推進課長

市での滞納整理につきましては、ややもすると滞納処分という差し押さえ等に目がいきがちですが、何より肝心な、大事なことというのは、自主納税の推進というところで思っております。

そういった中で、自主納税の推進の第一位として、私ども、口座振替の推進というのを図っておる、推進をしているところをごさいます、そちらとして、一つは、マグネットで、公用車のお話がありましたが、そこで、口座振替の推進の啓発マグネットのようなものを張らせていただいて、私どもの課だけじゃなしに、ほかの課の方が外へ出るときに、その公用車を走らせていただこうと思っております。

それからもう一つは、ここにゆうどうくんなんですが、イベントをとらえて、ここにゆうどうくんに口座振替の推進を啓発するようなたすきをかけていただいて、街頭活動というのもさせていただいて、これは大人の方は当然ですが、これから納税者になる若年層、お子さんの納税教育というか、そういうのも兼ねてさせていただこうと思っております。

以上でございます。

○ 藤田真信委員

ここにゆうどうくんを出されるとちょっと弱いので、戦闘能力落ちてしまいましたけど、本当におもしろい発想だと思います。マグネットは議員もやってもいいかなというふうに、正直思いました。私の軽自動車にも張ってみたいなと思います。

ちょっと細かい、軽自動車つながりなんですけど、軽自動車税の納付について、例えばインターネットとかでの納付とかというのは、今、可能になっているかどうかだけ、ちょっと確認させていただきます。

○ 中根収納推進課長

いわゆる軽自動車を含めた市税のクレジットカード、インターネットを利用した納付ということでございますが、この定例月議会の前に、豊田政典議員のほうから文書質問も頂戴しておるところでございます、その内容としては、過去から5人の議員さんのほうからも、市立四日市病院での導入についてとか、もろもろ頂戴しているところでございます。文書質問の繰り返しになりますけれども、納付方法の多様化という部分では効果がある、住民サービスの向上という意味はあると思うんですが、私ども今までの研究の中では、従

来から言われています納税したときのポイントの付与の問題とか、あるいは手数料の問題等々ある中で、先進地等々にも視察はさせていただいておるんですが、現在のところでは、利用実績が数%、それも5%に達しない1.何%とか、そういうところが多いというところで、費用負担の問題、ポイントの問題、もう少し課題を整理させていただいて、導入の検討をさせていただきたいというところでお答えをさせていただきましたし、今時点においては、文書質問の回答と同じ状況でございます。

以上でございます。

○ 藤田真信委員

ありがとうございます。あと、滞納の実態、これは決算になっちゃうのかな。やっぱり滞納をされる方の多くというのは、生活困窮の方が多いんでしょうか。

○ 中根収納推進課長

滞納の状況というのは、当然のことながら生活困窮という方はありまして、この方については、平成26年度実績で申し上げますと、5000件を超える納税相談というのを行わせていただいております。中には、片やというんでしょうか、不動産の差し押さえ、あるいは債権の差し押さえ、合わせて1000件を超える差し押さえもさせていただいておる状況でございます。納付の資力がありながらも、納付意思がないという方もお見えですし、生活困窮を起因として滞納になって、その後、私どもの交渉させていただいて分納になるというパターンもございます。年間、税金のご相談といいましょうか、電話の問い合わせも含めて2万件を超えるお電話をいただいております中では、状況はまちまちというのが率直なところでございます。

以上でございます。

○ 藤田真信委員

ありがとうございます。滞納対策もやっぱりいろいろあって、生活困窮の方々に対してというところの部分は、ある程度気をつけながらやっていただきたいというのは思いとしてありますので、よろしくお願ひします。

あと、収納の促進ももちろん大事なんですけども、新しい収入というか、を得ることをもっと積極的に考えていかなきゃいけないのかなと思って。大分前なんですけど、平成

十何年ぐらいからのので、新しい税金ですよ、法定の中での自治体が許される。そういったことで、新しい税金というのは、何かもう考えていただいていたりとかというのは今までの中であって、これから先というのは、そういうのがあるかどうかだけちょっと、もしあれば教えていただければと思うんですけど。

○ 大谷市民税課長

税務政策係というのが、私どもの中にございます。その中で、新しい税と法定外目的税とか、いろんな形であり得るわけなんですけど、全国的に見ても、今、例えばみえ森と緑の県民税と、環境目的でございます。森林整備とか、あるいは三重県南部のほうで、土砂崩れの災害が発生しておると。なぜだというと、治水力が落ちているからということで、森なり緑を大事にする施策に使うためと。政策目的を特定して、その需要に充てるというところの財源として新たな税を課するというところが税の基本的な考え方でございます。今、四日市に、この目的のためにどうしても市民なり事業者の方にご負担をお願い申し上げて、政策、施策として展開すべきところが何かあるかということ、模索はしてございますが、それだけの説明責任を果たせるだけの政策目的なり事業目的というところが、お恥ずかしながら組み立てられていないというのが実情でございます。

○ 藤田真信委員

研究していただくということをお願いします。

あと、いいですか。全部一挙にいつてしまいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

平成26年2月定例議会で、川村幸康議員が広告収入の質問をされていまして、そのときの市長の答弁が、印刷物であるとか、ホームページであるとか、各課の通知書とかというものに関しては積極的に、そういう部分をやっていくよというような話をさせていただいているんですけど、今までそれによってふえたのかということと、あとは今年度も新しい取り組みをするのかどうかというのを教えていただきたいんですけど。

○ 大谷市民税課長

私ども市民税課に関していいますと、納税通知書を送る封筒の外側に、民間事業者さんの広告を入れさせていただくという取り組みを進めてございます。

これ、額的には、昨年度が30万円台、今年度は20万円台ということで、額的には、それが多いのか少ないのかというのはあると思いますが、そういう取り組みは進めさせていただいているところでございます。

○ 竹野兼主委員長

藤田委員、今の部分のところでいうと、総務常任委員会の所管に関してはそういうものがある、それ以外の部分のところで、例えばネーミングライツの部分のところとか、いろんな課にまたがっているという意味合いのところでは答弁されているので、そのところを配慮してください。

○ 田中財政経営課長

先ほどのに少しつけ加えますと、これはうちの部ではない話になってまいりますが、一つが、例えばデジタルサイネージといたしまして、近鉄四日市駅前でするふれあいモールあたりにあるものですね。あちらについても、そういった広告を載せるといった形で、その収入の確保という形になっています。最低額の保証という形でたくさんのお客さんがいればその部分が入ってくると、そういった形のプロポーザルで提案をいただいて、契約した案件がございますので、商工農水部でそういったものがあるといったところです。

あと、細かな積み重ねになってきますけれども、例えばこの1階にありますエレベーターホールモニターですね、あそこへの広告収入等と。それから、先ほど市民税課長が申し上げましたけれども、封筒の部分、それから、例えばごみガイドブックなんかの後ろの広告とか、ああいった部分で使えるところは必ずとるような形で、今後も確保、例えば何億円とか、そんな話は当然なっちはきませんが、確実なものは少しずつ積み上げてというふうなことは考えてございます。

○ 藤田真信委員

ちょっとだけ教えていただきたいんですけども、そういうのというのは、各部で考えていただいているということなんですよね。財政経営部から働きかけていただいているというわけではないんですよ。

○ 田中財政経営課長

こちらの部分に関しまして、財源確保というところでございます。私どものほうの部局で、例えば予算にかかわってまいりますので、いろいろなところを目を光らせて、ここは入れられるんじゃないのかなというような形でご提案もしますし、そういった広告について上げる場合は、私どもで広告審査というのもするんですけれども、そういった中も踏まえて、各部局に財政経営課のほう働きかけていくと、そのような状況でございます。

○ 藤田真信委員

じゃ、今年度からも引き続きよろしくお願ひいたします。

あともう一つ、ちょっとお聞きしたいんですが、予算常任委員会資料の歳入の1ページですね。平成26年度決算が、私のあれが間違っていたら申しわけないんですけど、3億円かな、財産収入。平成27年度の予算額が1億3779万円で、平成28年度当初が1億6752万円ということなんですけど、3000万円ぐらいプラスになる見込みというのは、どういった理由なんですか。

○ 竹野兼主委員長

この財産収入の部分のところの2973万9000円増という部分のところは、どういうところかということですか。

○ 田中財政経営課長

こちらでございますけれども、一つが財産の貸付収入ということで、土地の貸付収入とか、建物貸付収入といったものがございます。そういった部分で1100万円余の増というふうになってございます。

あと、残りでございますけれども、少し細かいところになってきますけれども、あと不動産の売り払い収入、市有地で確定しているものがございまして、今後の売り払いで計画しているものがあるということで、そこで1700万円の増と、あと、細かなものの積み上げでございます。大きくはその二つというふうになってございます。

○ 藤田真信委員

この財産収入というのは、何か戦略的にこうしようという形でふやす努力ということをしていただいた結果なんですか。

○ 田中財政経営課長

こちらの財産収入で申し上げますと、例えば政策推進部のほうで四日市市土地開発公社の土地の処分といったのがございます。積極的に売却というような話も今しておりますし、今回、上がってはございませんが、例えば不要な土地があれば売っていくというようなところもございまして、あいている土地は、例えば公売かけるというような形でしてはございます。

○ 藤田真信委員

戦略的に何かやっているわけではないということなんですか。

○ 竹野兼主委員長

これは、政策推進部とか、そういう各課の中での無駄を省くというか、より利用を高めるという意味合いで、多分、財政経営部という部分のところではないんですよ。そのところ。

○ 田中財政経営課長

こちら、先ほど委員長おっしゃったとおり、例えば工業団地とかそういったものになりますと、ちょっと政策目的ということでございますので、政策推進部なり工業振興課となります。あと、その他、普通財産ということで、いわゆる何かの用途が余っている土地等とございます。そういったものについては、管財課のほうで、私どもの所管になりますけれども、そこで公売かけると。インターネット公売にかけたりとかいうような形で、土地の処分を進めていくと。使わないというんですか、行政目的じゃない土地については、そういうことは進めていくというところでございます。

○ 藤田真信委員

ごめんなさい。くどくて申しわけないんですけど、平成26年度は3億円の決算で間違いないですか。

○ 田中財政経営課長

平成26年度は、工業団地、北小松だったと記憶しているんですけども、その売却があったので大きな金額になってございます。

○ 藤田真信委員

そういうことですね、わかりました。いずれにしても、少しでも収入をふやすという意味で、戦略的に取り組める部分に取り組んでいただきたいというふうに思います。お願いいたします。

以上で。

○ 森 康哲委員

藤田委員のちょっと前のところについて、自治体間で連携がとれておるのかどうか。前もちょっと質問したことあると思うんですけども、滞納者が四日市市に土地、資産があれば把握できると思うんですけども、他の市町に資産があつて四日市市にはないと。そういう方もみえると思うんですね。そういう場合、四日市市外の市町の連携が大事になってくると思うんですけども、そういうところはちゃんととれているのかどうか、まず確認をしたいんですが。

○ 中根収納推進課長

他市町間との連携という部分の中で、四日市市に滞納があつて転居をされたということであれば、そちらの市町のほうに、住所はどこですかとか、現在の収入はどうですかとか、あるいは固定資産税、不動産ですね、そういう財産がありますかというふうな、実情調査と呼んでおりますが、そういうものはさせていただいておる次第でございます。実情調査につきましては、これも平成26年度実績になりますけれども、1769件ですね、他市町に照会をして把握に努めたというところでございます。

ただ、四日市に滞納がある方が、例えば名古屋市に不動産をお持ちかどうかというのは、把握はできない状況でございます。聴き取り、交渉の中で、四日市市の税金を払えやんのが、名古屋市の例えば土地の固定資産税が高いもので、そっち優先で払うておるで四日市には払えやんでなということであれば、あ、名古屋市にも財産があるのかということは把握はできますが、こちらの独自調査では、他市町の財産までは把握できないというところでございます。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

それは四日市市に限ったことじゃなくて、他の市町も同じことだと思うんですけども、そういう自治体間連携というのは、今後、構築することはできないんですか。例えば、マイナンバーを活用したそういう連携とか考えられそうなものなんですけど、そういうのは自治体間で協議されたことはないんですか。

○ 中根収納推進課長

三重県の十四市は徴収事務連絡協議会というのがありまして、ふだん、会合をしておりますし、担当者同士の研修もしておる中で、例えばこういう滞納者がこちらにあるんだけども、あなたのところで財産はありませんかとか、あるいは、三重県地方税管理回収機構なんかですと、私どもの滞納もあり、よそにも滞納があって、移管されておるという状況があって、把握はできることはございます。

現状においては、例えば県外の市町と、やみくもに、あなたのところには財産ないですかというふうな連携は、現在においてはしておりませんが、マイナンバーの利用についても、現在のところはそこまで把握できる、そこまでは使用できない状況かと思えますけれども、マイナンバーの対応が後に変わってくれば、他市町における財産の把握というのが今よりはできるようになるのかなというふうには思っておるところでございます。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

考えられるのは、例えば今は生活困窮で滞納していると。しかし、ご両親なんかが相続で亡くなられて遺産が発生したと。そうすると、その両親が住んでいた建屋、土地等が相続で名義が変わったというところもあると思うので、今後、そういうところも視野に入れながら、健全な収納に努めていただきたいと思いますので、要望したいと思います。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

よろしく申し上げます。

○ 早川新平委員

まさしく、森さんおっしゃるとおりで、中根さんおっしゃったように、滞納、払えない人と払わない人というのは、結果は同じでも大きな違いがあって、先ほど口座振替とかそういう啓発しても、払わんやつはいくらたっても払わへんと、僕は思うておるんですよ。その払わない人に対して、やはりもうちょっと、いつでも滞納整理のところでは話題になるところなんやけれども、払えない人ではなくして、払わない人に対しては、高圧的という言葉がちょっと悪いかもわからんけれども、義務を怠っているから、そのところは払えない人と払わない人って、同じようにみそもくそも一緒にするというのは、僕はちょっとおかしいと思うし、啓発するのは大事なことやけれども、目に見えた効果があらわれるとは思っていないやけどね。何かあったら言うてください。

○ 中根収納推進課長

私ども収納推進課は、部長も午前の答弁で若干ありましたが、最小の経費で最大の効果を上げるといふふうに強い認識を持っております。その中で、課員一同、収納率の向上と未収金の削減というものについては、熱いものを持って滞納整理に当たっております。ただし、その中で、払えない方につきましては、先ほども申し上げましたけれども、年間5000件を超える納税相談をさせていただいて、誠実な納付の意思をお持ちの方については、寄り添った相談、あるいは心の通った相談をさせていただこうという思いで課員全員が接しております。

ただし、納付力がありながら納付意思が全くないという方もありまして、その方については、残念ながら、滞納処分に移行させていただくというところで、これも申し上げましたが、先ほど年間1000件ほどの処分をさせていただいて、徴収金としても、大体8000万円から9000万円、処分によつての徴収金というのもございます。

そういったところで、これが我々一番大事なところなんです、相手の方が、納付の意思があって払えないのか、払わないのか、この辺をきちっと判断して、めり張りのきいた滞納整理を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

よろしく申し上げます。

○ 中村久雄委員

済みません。意見なんですけど、滞納のところ、実は昨日、テレビ見ていましたら、NHKの新人研修でNHKの受信料の回収というのがあるらしいですわ。これは、国民のNHKの思いを聞けというので、税金を滞納されている方を、四日市市民の今現状やったり意見を聞けということで、新人研修に加えろって、中根さんのほうから言ってもらったらいかなと思うので、面倒も見てもらわなあかんと思いますけど、どうかなと。意見です。

もう一点。マグネットシートで啓発すると言っていました。ご存じのように、マグネットシート、新しい樹脂の車にはつきませんし、つく車は雨の日ほったらかしとったらさびが浮く。これを十分頭入れて、自分の車やったら、剥がしたりするんですけども、公用車、ほったらかしになっている。がちですわ。その辺の管理もしっかりするように。資産価値が落ちますから。細かいところですけど。

○ 竹野兼主委員長

よい意見ですので、十分。

○ 中根収納推進課長

ありがとうございます。NHKのお話を頂戴しましたが、私ども、私どもに税外債権担当副参事というのが特命で配置をされております。その者が、新規採用職員研修の中で、職員研修所長からの依頼もあって、30分程度、適正な債権管理というところでお話、研修をさせていただいておる次第でございます。

それから、他課の滞納に携わっておる国民健康保険料、保育料初め、もろもろありますが、ふだんの会話の中で、滞納整理の重要性というのは、私なりには、随時、機会を捉えて、指導というところちょっと大仰かわかりませんが、お話をさせていただいておるところでございます。

それから、マグネットにつきましては、啓発しておってさびらかして違うお金を使うということは、私ども、本意ではございませんので、ご指摘を十分生かして注意してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

滞納で、先ほど言われた三重県地方税管理回収機構に回っていくと、差し押さえがありますよね。車とかの差し押さえという話もあるんでしょうけど、収入、給料とか税金とかの差し押さえになると思うんですけれども、その差し押さえる割合とかいうのは、そういう基準ってあるんですか。ちょっと私、聞いた話で、大体収入が40万円ぐらい毎月ある中で、20万円差し押さえられるという話を言うてみえたんです。それが、何か基準があるのかなと。それをちょっと教えていただきたいと思います。

○ 中根収納推進課長

例えば給料の差し押さえの場合、事業主の方に、従業員さんの給料を差し押さえるということなんですが、基本、社会保険料、所得税、あと社会的対面維持費というところで、控除後の残高の20%、本人様が10万円、扶養家族1名について4万5000万円、もろもろ差し引きます。一定の差し押さえ金額というものはございません。以上でございます。

○ 樋口博己委員

それは、国が示された基準で、ケース・バイ・ケースで積み上げ式に計算しているということでもいいんですか。

○ 中根収納推進課長

地方税法上の基準でございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。そうすると、地方税法上の基準があって、差し押さえという段階になると、地方税法上の基準からの裁量権には基本的にはないということでもいいんですか。

○ 中根収納推進課長

裁量権とっていいのかわかりませんが、原則、地方税法に基づいた控除額というのを控除した上で差し押さえるわけですが、ただ、その中で、当然、三重県地方税管理回収機構もそうだし、私どももそうなんですが、正当な理由があって、基準どおりに差し

押さえると、生活困窮に陥るということが明らかであれば、裁量権というのはございます。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

わかりました、ありがとうございます。

○ 森 康哲委員

石油貯蔵施設立地対策等交付金の充当事業なんですけれども、これは、消防本部や危機管理室でも指摘したんですが、やはり石油の貯蔵量に対しての、特に沿岸部の安全対策費、これにまず一義的に充当すべしというように考えておるんですけれども、財政面でのお考えはいかがお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○ 田中財政経営課長

委員ご指摘ございましたが、石油貯蔵施設立地対策等交付金ということでございます。こちら、趣旨としますと、見てのとおりでございますけれども、タンク施設ということで、新規になった場合と、それから通常に置いてあるだけと、二つあります。国から示されているのは、タンクを新規につくるとか大きくつくる場合は、少し広範囲で、例えば市内全域的な場合も、認められるような場合もあるわけなんですけど、ただ、日常的な、少し絞った形で、このタンクを受け入れたことによって、やはりかかる費用というんでしょうか、そういった部分を優先的に充てていくことというふうになっているところでございます。そのような中で、私どもで考えているのは、今一つが消防施設ですね。コンビナート火災があるということで、十分森委員もご承知のところでございますが、例えば消防の三点セットと呼ばれる泡原液搬送車とか高所放水車とか、ああいったものが、通常では必要ない部分を四日市市では2セット必要になるとか、そういった部分がございまして、やはりそういった部分は優先的に充てていくべきものと考えてございまして、それから、環境衛生施設、過去から充ててございますけれども、やはり大気汚染といった過去のそういった事例もございまして、測定局は沿岸部に基本的に多うございますけれども、そういった空気が届くところといったところについては、優先的に充てていく。あと、過去に防災道路として充てたこともこの資料ではございますけれども、沿岸部のそういったところといったところでございまして、基本的には、やはりその周辺の部分とか、それによって必

要となる経費、そちらの財源としては、これは約1億円余でございますけれども、優先的に充てていきたい。そちらの事業の下支えになる予算、事業の交付金だというふうな考えは持っております。

○ 森 康哲委員

ありがとうございます。平成28年度の項目を見ますと、まだまだ、例えば消防施設の中でも、防火外套や長靴というのは、各消防署、分署ということなので、全市的なんですね。沿岸部だけではないと考えられますので、やはり一義的には沿岸部の防災、消防施設というところへ使うべきであって、充当すべきであって、そこも十分に行き渡っておればいいんですけども、まだまだいろいろなところからの要望があると思うんです。一つには、津波避難ビルとか、ないところにはタワーも建設しなければならない。

あと、地震のときに、鍵ですね。避難所の鍵なんかは、まだまだ小学校なんかは自動であくようになっているんですけども、民間事業所のところはどうかと。津波避難ビルで鍵がかかっておるところもたくさんあるんです。そういうところへの対応とか、ニーズはたくさんあると思うんです。あと、耐震性貯水槽やら沿岸部特有の津波避難に対してのいろいろな施設、また資機材、防災倉庫等、まだまだニーズはたくさんあるんですけども、いかんせん、今、危機管理室、メニュー持っていないんです。防災倉庫を単位自治会で設置したいという要望があっても、地区に予算を下ろしていて、その中から使ってくれと。防災倉庫、100万円するんですね、1基設置するのに。地区に200万円程度の年間の間予算をもししていても、半分も使うようなものが一つの単位自治会では使えないじゃないかと。そんな声が聞こえてきています。

ぜひ、こういう交付金を有効に活用するためには、そういう声も拾ってもらいたい、ぜひ。各部から上がってくるのを精査するだけじゃなくて、一体交付金の趣旨は何なのかというのを、また投げかけることもしてほしいんですよ、財政経営部のほうから。本当にこういう使い方でいいのかと。もっとほか、ないのかというふうに、聴き取りのときに、やはりそういうやりとりがあってしかるべきだと思うんですけども、部長、どうですか、その辺。

○ 内田財政経営部長

石油貯蔵施設立地対策等交付金につきましては、従来からも森委員のほうから、沿岸部

の防災対策に対して、もうちょっと充当配分を高めよというお声をずっといただいております。結果的に、委員のご意向に沿わない部分があるんですけども、もともと交付金の趣旨は、その住民の福祉の向上のための公共施設の中で、石油貯蔵施設の設置に伴って整備することが特に必要なものということで、大きくこういう目的がございまして、その中には、住民のレクリエーション施設なんかも対象になってくる交付金なんです。

ですから、広くとってできるだけ委員の意向に合うように、沿岸部の防災対策のいろいろな施設にできるだけ充当されるように我々も働きかけてきておりますので、まだまだ委員のご意見に沿わぬ部分がございますけれども、その趣旨を踏まえて、きちっと予算の要求のときには関係部局には投げかけてまいりたいと思います。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

決して忘れていないということですね。

○ 森 康哲委員

何度も、委員のご意向ということなんですが、いや、私のご意向じゃなくて市民のニーズという発想で捉えてほしいんですよ。

防災対策や単位自治会でそういう声が出ているんだと。それに対しての、やはり捉え方をしてもらわないと、私がただ単に、ここで文句だけ言うておるだけではないんだという認識を持ってほしいんですけども。

○ 内田財政経営部長

申しわけございません。

議会からの貴重ご意見をいただいて、地域の住民の方のご意見が反映されたという認識で、我々も当たってまいりますので、よろしく願いいたします。

○ 藤田真信委員

ごめんなさい、ちょっと聞き漏れがあったので、諸収入のところでもう一度お伺いしたいんですけど、予算常任委員会資料の1ページの諸収入のところ、平成26年度の決算が

49億円だったんですね。平成27年度当初が55億円、平成28年度の予算が43億円、4ページ見ていただくと、その20番のところの増減のところ、この中小企業振興資金融資預託金元利収入、この辺はわかるんです。この予算書も見てもそうなっているのでそうなんですけど、72ページのほうに雑入というのがあるんですよ。さっき言ってもらっていたようなところの増減というのは何となくわかるんですけども、この雑入で、平成27年度の予算額約31億円で、今年度が約23億円ということで、7億円減っているんですけど、この7億円の減額というの、どういう原因なのかというのだけ教えていただけますか。

○ 田中財政経営課長

こちら、7億円の減でございますけれども、先ほどの予算常任委員会資料4ページのほうですね、明細のほうになってございます。20番、諸収入というところで書いてございますが、この下から二つ目の消防指令センター共同運用準備負担金、それからごみ発電電力売却収入、朝日・川越二町環境事務受託の収入と、この三つが雑入に入ってございました。

ということで、このごみ発電電力売却収入と朝日・川越二町環境事務受託費が大きかったのは、新総合ごみ処理施設の建設費の建設負担金ということでございまして、これとごみ発電電力売却収入がちょうどチャラみたいな格好になってございますが、一番大きな原因は、消防指令センター共同運用準備負担金ということで、中央分署のほうに整備していたあちらの部分の事業が完了して、もらうのがなくなったので7億円減になったというところでございます。

○ 藤田真信委員

わかりました、ありがとうございました。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

なしということで、討論をお願いします。

討論、ございますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第58号平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳入全般、第3条地方債、第4条一時借入金につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

確認させていただきます。全体会に送ることはないということで、確認させていただいてよろしいでしょうか。

(なし)

[以上の経過により、議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳入全般、第3条地方債、第4条一時借入金について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

では、14時40分まで休憩をしたいと思います。

14：23 休憩

14：38 再開

○ 竹野兼主委員長

時間前ですが、皆さんおそろいになられましたので、ただいまより再開させていただきたいと思います。

議案第71号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

議案第107号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

第3条 地方債の補正

○ 竹野兼主委員長

それでは、議案第71号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、議案第107号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第3条地方債の補正についての資料の説明をお願いいたします。

○ 大谷市民税課長

よろしく願いいたします。

資料は、平成27年度一般会計補正予算（第8号）歳入でございます。

この歳入のうち、いろんな歳入ございますが、市税の部分のみ、私のほうから説明をさせていただきます。資料につきましては、ちょっとめくっていただいて、5ページをご覧ください。市税及び交付金の補正予算についてということで、二つの項目で整理をさせていただきます。市税全体で見ますと、補正額が5億1000万円。内訳といたしましては、個人住民税の所得割、法人市民税の法人税割、固定資産税の償却資産の分ということで、それぞれ補正額につきましては1億7000万円、2億円、1億4000万円でございます。

個人市民税につきましては、補正理由をごらんいただきますと、個人所得のうち、8割以上は給与所得の方が占めるわけでございますが、この平均の給与所得が、当初、予算

を組んだときを上回るようになってございますので、その上回ることとなった額について、所得割の部分でございますが、1億7000万円補正をさせていただくというお願いでございます。

2点目、法人市民税の法人税割でございますが、大企業の一部ですが、業績、堅調に推移してございます。税収が当初予算額を上回る見込みとなったということで、先ほど法人税率は落ちておるといふところはあるんですが、そこを相殺して、またプラスというところで、2億円の補正をお願いするものでございます。

次に、固定資産税の償却資産の部分ですが、民間企業のほうで、インフラ整備と。例えば電力会社とかガス会社が設備投資するとういうことが起こり得るんですが、そのインフラ整備、あるいはコンビナートのある企業さんでIT関連の設備投資というのが、当初、私どもが見込んでいたところを上回ってきたというところで、1億4000万円の補正をお願いするものでございます。

次、2番目の項目、交付金でございますが、地方消費税交付金について、5億4000万円補正をお願いするものでございます。これは、平成26年4月に消費税率が引き上げられております。もともと消費税5%の場合は地方消費税1%でございましたが、8%になった際に、1.7%という形で、1%から1.7%という形で、0.7%地方消費税の部分がふえてございます。この部分が、平成27年度の交付金から満額反映されて、地方公共団体への交付金ということになってございます。理論上の数値からいって、141%伸びるといふところがあるわけなんですけど、景気回復等も若干加味して、当初予算では、対前年比50%増し、5割増という見込みをしたんですが、さらに、訪日外国人が多いと。あるいは民間企業の設備投資に伴う消費税の増というふうな複合的な要因で、私ども市のほうに交付される消費税に伴う交付金がふえるということで、補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○ 田中財政経営課長

続きまして、資料の右側、6ページでございます。こちらで、市税とそれから交付金、除きまして、それから他の課の細節に連動しない部分の歳入のほうのご説明をあわせて行わせていただきます。

まず、地方交付税でございます。23億3000万円余の補正前の額に対しまして、補正額5696万4000円ということでございます。こちらにつきましては、当初、国のほうでも、市

町村に対する地方交付税の必要額に対して、それに見合う税金等が不足してございました。そうした中で、税金とか伸びてきて国が補正を行った経緯がございますが、そういった部分で、交付税総額を増額してまいりました。ということを受けまして、当初、少し不足していた分については、国から満額もらえていなかった部分がございます。それが5696万4000円ですが、国が補正したことによって、今回、留保されていた部分について満額もらえることになったということでもございましたので、今回、5696万4000円を補正させていただこうというものでございます。

続きまして、使用料及び手数料、霊園使用料と、括弧で墓地使用料と書いてございます。こちら、当初予算では2372万5000円ということでもございましたが、これを727万円補正しようというものでございますが、北部墓地公園に加えて、今回、平成27年度は北大谷霊園、それから塩浜霊園でございますけれども、そういった北大谷霊園等では、引越し等々に基づいて、墓地を返還してくる方がいらっしゃいます。そうした方で空き区画が、北大谷霊園で21件、塩浜霊園で5件ほど空き区画がございました。これを、春から夏にかけて使用者募集を行ったということがございまして、当初の墓地使用料のほうが予算を上回るといったことがございましたので、この720万円を補正するというものでございます。

それから、県支出金、団体営農業集落排水整備支援事業費補助金でございます。当初、補正前の659万9000円を、補正額770万5000円として1430万円余にしようというのですが、こちらの県支出金でございますが、過年度に実施した、これは水沢東部と和無田の農業集落排水事業、平成25年度から平成26年度に実施した事業でございますが、過去においては、県が事業を実施したときに通常補助金を払うのが一般的なのでございますが、県のほうの財政上の都合等々ということでもございまして、この不足額について借金をすると。いわゆる市債で賄っていくんですが、その市債に合わせて補助するという制度に変わってございます。これが事業費の8.5%を補助するという仕組みでございますが、これが、県から当初の見込みを上回る額の部分が配分されたということでもございますので、これを補正するというでもございまして、その部分は、この平成25年度から平成26年度に整備した二つの農業集落排水事業の元金償還が始まる時に、この補助金を充てて返していこうというところでございますので、一旦この額を減債基金に積み立てておきまして、元金償還が始まったときには、これを減債基金から繰り入れまして、この元利償還に充てていこうというものでございます。その額が、配分がふえたということでもございます。

続きまして、財産収入でございます。補正前の額が1億3700万円余でございました。今

回の補正額4192万7000円でございますが、こちら、都市基盤・公共施設等整備基金の運用益が当初の見込みを上回ったということでございます。約158万8000円でございますが、その部分がふえたということと、それから市有地の売り払いのほうが当初予算を上回ったということでございまして、こちらが4000万円余あったということでございましたので、これを補正しようというものでございます。

続きまして、繰入金、廃棄物処理施設整備基金の繰入金でございます。当初は11億1310万3000円と、補正前は見ていたわけでございますが、それを4000万円繰り入れをふやそうというものでございますが、これは四日市市クリーンセンター整備事業費、こちらがもう間もなく建設完了ということでございますけれども、この部分の中身ですね、設計の中身とか仕様の中身が確定してまいりました。その中で、例えば植栽とか予備品とかいった部分も、この事業費、百何億円の契約の中には含まれてございますが、そういった部分については、市債を借りることができないと。予備品に対しては市債の適用ができませんということで、その部分の金額が固まってきたということでございます。

ということで、その部分は、ちょっと市債を借りないとということになってまいりましたので、その部分、不足する部分を、この廃棄物処理整備基金繰入金から4000万円繰り入れるということでございます。

それから、続きまして、諸収入でございます。四日市公害と環境未来館の事業費助成金、当初予算、補正前で300万円見込んでおったわけでございますが、補正額でマイナス300万円ということで、ゼロということでございます。こちら、四日市公害と環境未来館が行う特別展示等の事業でございまして、これは岡田文化財団の助成事業に応募しておったということでございましたが、四日市市立博物館は採択されてお金いただいたんですが、この四日市公害と環境未来館については残念ながら採択されなかったということになりましたので、この300万円を減額しようというものでございます。

続きまして、1ページはねていただきまして、7ページ、8ページをごらんください。続きまして、地方債の補正ということでございます。今回、さきにご説明申し上げた中で収支差が生まれておるということでございます。税等の収入をふやしたということと、一方、不用額等の補正を行ったということがございまして、さきに申し上げました基金の積み立て等と行うものと同時に、こうした地方債のほうの減額というのともあわせて行っているところでございます。多くのものは精算というようなところでございますが、見ていただきたいのが、補正後の市債額というところをちょっとごらんいただきたいんですが、大

体真ん中ほどに書いてございますが、例えば衛生債でいきますと、ゼロとか、補正後の市債がゼロとなっているところがございますが、そういった部分、今回生み出てきた剰余金に関しましては、この市債のほうの減額を行って、地方債の発行残高がふえないように抑制しようというような中身でございます。ゼロにしたものにつきましては、申し上げますと、例えば庁舎等施設整備、庁舎等の非常用電源等は緊急防災・減災と、一番上になってございますが、そういった事業については、後々地方交付税の算定の基礎に算入される、こういった事業、市債も利用して進めていきなさいという国のそういったメニューになっておりまして、こういったものは、やはり借りることによって将来有利だろうということで、これはそのまま精算でいっているんですけども、この下のほうに入っていきますと、例えばごみ処理施設環境整備とかごみ収集車両整備となってまいります。そういった地方交付税のメリット、そういったものがございませぬ。いわゆる分割で返済していただくという形になってまいりますのでこういったものにつきましては、借り控えするというような形をとりまして、地方債発行の残高を抑制したいというような中身になってございます。

あわせまして、右側のページの臨時財政対策債、7番ということです。こちらについても、9億3000万円余の減額を行っているわけでございますが、こちらは、借りた場合でも借りなくても、ちゃんと地方交付税の算定のほうには入ってくると、そういったものでございます。これは、後ほど地方交付税の不足分を三位一体改革の中で地方でも借金して、それを後々地方交付税で見ますよというふうに変えられたものでございますが、そういった部分についても抑制を図るというようなところでございます。そうしたところを行いまして、13億7830万円、地方債を減額しようというものでございます。

1枚めくっていただきまして、最後、済みません、ちょっと横になりますけれども、そうした行った結果でございますが、地方債、年度末の現在高の推移というところでございます。今回の真ん中ほど、平成27年度、2月補正後と、少し小さい字で書いてございますが、その残高が一般会計で728億2800万円余ということになってございます。平成26年度と比較すると1100万円ほどの増となっておりますけれども、今年度の中では、借りた額と、それから返す額、その辺のバランスはとってございまして、返す額以上には借りないというところに抑えましたんですが、ちょっと右下のほうに書いてあるんですが、米印で書いてあるところで、一般会計の現在高につきまして、平成27年度には、平成26年度から事業を繰り越した関係で2億5700万円が、市債がスライドしてございます。そういったのを加味しますと、平成26年度事業が完了しておれば、こちら、730億円ぐらいの残高に

なっていたはずなんですけれども、それに比べれば728億円と、少しでも減らすことができたというところでございます。

今年度は、たびたびいろんな場面で申し上げておりますが、新総合ごみ処理施設整備ということで、発行額が非常に多うございました。そういった中でございましたが、今回、こういった抑制措置をとるといったことで、地方債残高を抑制するという形でございます。そして、平成28年度が右側に書いてございます。当初予算から、今回補正に移っている形になりますけれども、年度末の現在高、ちょっと以前にも少し説明申し上げましたが、689億円という形の一般会計の残高ということになっておりまして、先ほど少しどれぐらいが目標なんだというようなお話をお聞きいただきましたけれども、そういった中へおさめる努力といった形で、地方債残高の抑制にも努めていきたいということで、地方債の減額補正を行っているといったところでございます。

説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。ご質疑がございましたら発言をお願いいたします。

○ 樋口博己委員

小さい数字なんですけれども、最後に説明いただきました地方債の年度末現在高のところ、これは確認なんですけれども、特別会計で住宅新築資金等貸付事業というのは、これも新たな貸付はなくて、返済がずっと続いているということですよね。

○ 田中財政経営課長

こちらにつきましても、新たな貸付を行ってなくて返済のみという状況でございます。

○ 樋口博己委員

毎年毎年返済いただいて、平成28年度末の予想では1000万円ぐらいということなので、最終的にはゼロになるということですよね。

○ 田中財政経営課長

こちら、もう数年で償還は完了するという状況になります。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 早川新平委員

この6ページの、四日市公害と環境未来館の岡田文化財団のが不採択になったという理由は何ですか。

○ 田中財政経営課長

こちら、聞いておるんですけども、岡田文化財団のほうで、公共事業の採択を少し絞ったというような話は聞いてございます。その中で、四日市市立博物館はよかったんですけども、こちらの分は、ちょっと残念ながら不採択になってきたというようなところでございます。

○ 早川新平委員

続けてよろしいですか。

○ 竹野兼主委員長

はい、どうぞ。

○ 早川新平委員

その上の霊園使用料で、塩浜霊園、北大谷霊園、それ以外に市営の墓地で富洲原とか富田でも、持ち主さんが永代使用料で自分のもんやというところで、回帰現象があつて、もともと北大谷霊園に持っていたのが、高齢化になってきて、また地元のところへ墓地を買いたいというのが、数年前から、また抽せんしていますよね。1年かけて持ち主を特定して、そして使用する用意がないものは返却をしてもらって、抽せんというところがあるんですけども、頑張ってもらっておるんやけれども、まだまだ行き先不明とか、持ち主不明というところが、市営墓地というのは結構あると思うんやけれども、これは例年、ずっと塩浜、富洲原、富田、市営墓地のところでは同じような現象がずっと続いていますか。それだけ教えてください。

○ 田中財政経営課長

こちら、富洲原と富田、過去の村の時代からですか、そういった時代からの引き継いだ墓地というようなことになってございまして、その持ち主が、お墓はあるんだけど、どうも無縁墓地っぽいというのが、早川委員おっしゃるようなございしますが、なかなか財産権の問題、それを確定するという作業を生活環境課で行っているということでございます。

それで、ある程度固まってきた段階で、告示とかいうような形でかけて、撤去、売却という形になっていくんでしょうけれども、それを行うまでには、もう今しばらく調査を行いたいというようなことは聞いてございます。

○ 早川新平委員

同じところで、市営墓地は、年間の維持費なり協力金というのをとっていないでしょう。自治体で墓地を持っておるところというのは、維持費とか除草とか、何らかの形で、年間500円とか1000円とか取っているんです。それは、お金も欲しいんやけれども、1年の間に持ち主がどこかに行ったときには、後追いはすぐできるという一つの効力もあるので、今までこういう結果的に、例えば富洲原だったら100基以上あって、特に北部墓地公園に持っていった方が高齢化になって、墓地は毎日行きたいからって、地元のところへ回帰現象、やっぱり墓地欲しいから、いっぱい無縁さんがあるのに、分けてよという話があるんですよね、現実には。

だから、それを回避するためにも、年間300円とか、後追いができる制度でやっていかんと、同じようなことが起こってくるので、10年も20年もたってしまうと持ち主がわからなくなってしまうので、1年であれば後を追える可能性高いので、そういう方策もとっていったほうがええのと違うのかなと。あんまり年間使用料なり維持費なりという、名目は何でもええんやけど、高額になると負担になるので、そこのところを考えていかんと、同じ問題がまた繰り返すのではないかなというふうには、前にも提案はさせてもろうたんやけど。

○ 田中財政経営課長

こちらにつきましては、私も環境部時代にいろいろご意見を伺っておるところでござい

まして、調査進めていく中で、やはりこの霊園だけが、いわゆる先ほど早川委員おっしゃられた年間使用料ですか、当分の間、猶予するというような形の条例になっているはずでございますので、それは当然不均衡であるというようなことは関係部局も認識しておる中で、例えばお盆の時期に向こうでテント張ってお墓参りに来た人たちに確認するとか、お寺さん回りに行ったりとかいろいろ調べているというようなことではございましたが、こちらについても、早急にその部分を解消して、やはりさっきおっしゃられた、地元の方が地元の墓地へ行きたいという、そういった思いというのは、環境部も十分に認識していると思いますので、より早く促進するように原課にも十分働きかけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 早川新平委員

お願いします。以上です。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 中村久雄委員

同じページで、財産収入のところ、見なれない運用益というのが出てきたんやけど、低金利の時代に何を運用されたのかなと。

○ 田中財政経営課長

こちら、都市基盤・公共施設等整備基金でございます。50億円近くになっておるところでございますが、譲渡性預金というような形、預金に運用したり、例えば先ほどの一時借入金、一時借り入れするかわりに、例えば基金から繰りかえて、借りて、相当額の利息を払ったりというような形を行う場合もございます。そういった運用益が158万8000円ほどふえたというようなことです。

ただ、大変こういう低利な時代でございますので、50億円弱の基金であって、これぐらいにはとどまってはしまっておりますが、そういった運用で、少しでもふやす形で取り組んでおるといところでございます。

○ 中村久雄委員

今の説明でいったら、同じ行政の中でお金を出し入れしたというところで、元本は完全に保証した形でやっているというので、よそから借りるよりは安い利息で貸したと。はい、わかりました。そういうのも進めていってほしいと思います。

次のページの地方債の補正で、これはさきの定例月議会で、この借金を、余裕あったら借金を返せばいいじゃないかという話が、早期に返還したら銀行からペナルティーがあるのやという話を伺っておったわけですが、それがこういうふうなゼロに、返せるやつもあるんやという、ペナルティーがないやつもあるわけですね。要は、少なかったりということがあるかと思うんですけど、その辺の割り振りがわからんと思うて。

○ 田中財政経営課長

こちら、先ほど中村委員おっしゃったように、地方債を、例えば既に借りたものがございます。そういったものの部分を、例えば繰り上げ償還という形ですね、そうした場合に、例えば相手の立場、いわゆる貸しておる立場に立ってしまうと、例えば2%なりで貸していたものがぼんと返されてしまう。じゃ、今、市中の金利はどうなんだという、先ほど0.8%とか0.2%とかいうようなお話をさせてもらいました。そういった将来見込める利息が飛んでしまうというようなことで、そういった部分も勘案した形で、将来にわたって得られる利息もまとめて返してくださいというような制度、これが保証金と呼ばれる仕組みになってございます。

ということで、そういった部分を言ってしまうと、ぼんと利息を返すという形になっています。今回ちょっと私どもがさせていただいたのは、逆に言うと、借り控える、今回、調達を予定していた、例えば政府系のところとか、いろいろありますが、そういったところの借りるのをとめてしまっただけではどうかということで、返すか借りるか、どちらもやっぱり金利の抑制にはつながってくるわけですが、借りてしまうと、例えば15年、20年のロングスパンで返していくことになってしまいます。それとあと、例えば繰り上げ償還すれば、当然年数が大分償還終わっていますから短くなっているという、どちらが金利的に得なのかなということをお考えすると、長いスパン借りないほうが、将来的な利息は少ないのかなということもございまして、非常にうまみの少ない繰り上げをするようには、やはり借りるのをやめたほうが、将来、長い期間にわたって返済していくことになると、ちょっとずつ利息が、20年わたって払っていくよりは、こっちのほうがいや

ろうというような考え方のもとに、この借りるのをやめてしまうというような形で、今回は対応しているというようなところでございます。

○ 中村久雄委員

この補正後の市債額がゼロになったやつは、起債するのをやめたというところが、ここにつながっているわけですか。

○ 田中財政経営課長

中村委員のおっしゃるとおりでございます。

○ 中村久雄委員

はい、わかりました。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 早川新平委員

2ページの、先ほどの地方消費税交付金で、消費税5%のときには地方消費税1%、8%になると1.7%になっている。これが10%に上がる予定ですがけれども、この地方公共団体に来るのは何%ぐらいですか。

○ 大谷市民税課長

消費税10%時には、地方消費税2.2%で予定されてございます。

○ 早川新平委員

予定ね。ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ご質疑もないようですので、討論に入ります。

討論ございましたら、よろしくお願いいたします。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより分科会として採決を行います。

議案第71号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、議案第107号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第3条地方債の補正につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送ることはないということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、よろしくお願いいたします。

[以上の経過により、議案第71号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、議案第107号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第3条地方債の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第114号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

○ 竹野兼主委員長

それでは、続きまして、議案第114号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般について、資料の説明をお願いいたします。

○ 田中財政経営課長

それでは、平成28年度当初予算の補正予算のご説明を申し上げます。資料は、1枚物になってしまいますけれども、平成28年度当初予算の補正予算（第1号）案の概要という1枚物をお願いできますでしょうか。先ほど当初予算審議していただきましたが、その補正でございます。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。平成28年度当初予算の補正。

はい、それではよろしく申し上げます。

○ 田中財政経営課長

では、済みません。こちらは、1ページ目に書いてございますけれども、国民健康保険特別会計ということでございまして、そちらで国のほうの改正がございまして、保険料の賦課限度額の引き上げ及び保険料の軽減対象の拡大ということで議案が上がっております。その中で、軽減対象の拡大というのは何だということでございますけれども、国民健康保険料、申し上げますと、基本的には均等割とか平等割といった、世帯なり人数にかかってくる部分がございます。そういった部分の大体半分ぐらい、占めてくるわけなんですけれども、そのこの部分の所得ですね、その応益分と申し上げますが、均等割、平等割が所得の低い方につきましてはその部分を7割軽減しよう、5割軽減しよう、2割軽減しようというような形で分離がされてございます。均等割ですと、1人当たり4万4100円、平等割ですと、1世帯当たり3万1600円と、こうなっておるわけでございますけれども、

その部分の所得の基準をもう少し幅広にとろうということで、その部分の2万円拡大と。基礎課税部分を2万円拡大というようになっておるところでございます。それから、後期高齢者分が2万円拡大ということで、今回議案が上がってございます。その関係の補正予算ということでございます。

そちらにつきまして、歳出のほうについては、教育民生委員会で現在審査されているところかなと思うんですが、裏返していただきますと、2ページに、そこで歳入全般ということでご説明申し上げます。

こうした低所得者の部分の課税限度を引き上げると、当然、保険料収入が落ちてまいります。その落ちた部分につきましては、低所得者に対する補填部分につきましては、一般会計で補填すると、こういったルールになってございますので、その部分に対しまして、国から国民健康保険基盤安定負担金というのと、それから県分もございしますが、それらを得て、一般会計から部分を、財政調整基金からその部分をもう既に通してあげていますので、さらに税を上げるということはできませんので、財調を崩して充てるという形で、この1500万円を一般会計から支出いたしますが、その部分については国からいただく国民健康保険基盤安定負担金、それが389万6000円、それから県から740万5000円といただくというような形で、この国民健康保険特別会計のほうへ1500万円を繰り出すというような中身でございます。

このことによりまして、財政調整基金、今回376万円を取り崩しますので、平成28年度末の残高は107億1639万9000円になるということでございます。

説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

それでは、説明はお聞き及びのとおりですので、ご質疑をお受けします。ご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ご質疑もないようですので、討論に入ります。

討論がございましたら。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論なしということで、討論もないようですので、これより分科会としての採決に移りたいと思います。

議案第114号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

財政経営部、ご苦労さまでした。

[以上の経過により、議案第114号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

議会事務局に移るので、理事者の入れかえをお願いいたします。

では、15時25分再開でお願いします。

15：12休憩

15：25再開

○ 竹野兼主委員長

それでは、引き続き予算常任委員会総務分科会を再開します。

議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第1款 議会費

第2条 債務負担行為関係部分

議案第71号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第1款 議会費

議案第107号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第1款 議会費

○ 竹野兼主委員長

議案第58号平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第1款議会費、第2条債務負担行為（関係部分）、議案第71号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費、議案第107号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費につきましての資料説明をよろしくお願いいたします。

まず、服部局長、よろしくご挨拶をお願いいたします。

○ 服部議会事務局長

議会費に係る平成28年度当初予算並びに平成27年度補正予算、2件あわせて、よろしくご審査をお願いしたいと思います。

○ 竹野兼主委員長

それでは、資料説明をよろしくお願いします。

○ 清水議会事務局議事課長

議案第107号平成27年度一般会計補正予算（第8号）、議会費におきます議員パソコン関係経費の減額についてご説明いたします。

こちらにつきましては、議員の方々にお渡しいたしましたタブレット端末につきまして、平成27年5月に導入予定として予算立てしておりましたが、平成27年の10月6日に導入となりました。月額料金に関しましても見込みを下回ったため減額いたします内容でございます。

表をごらんいただきますと、当初予算額は421万9000円として、月額料金38万3486円として予算化しておりました。実際、初期導入費が31万2000円、月額料金が11万5680円となりまして、11月分から3月分の5カ月で57万9000円となっております。加えまして、議場にWi-Fiの機器を設置いたしましたので、この利用料が月額3240円となりまして、設置いたしました昨年12月からの4カ月分で1万3000円でございます。あわせて、補正額といたしましては、331万5000円の減額でございます。

説明は、簡単でございますが、以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明は、お聞き及びのとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ございますか。

○ 森 康哲委員

これ、タブレットは何台分でしたか。

○ 清水議会事務局議事課長

40台でございます。

○ 森 康哲委員

受け取り拒否で使っていない分も入っているんですか。

○ 清水議会事務局議事課長

入っております。

○ 森 康哲委員

その対応は、どういうふうか。

○ 清水議会事務局議事課長

こちらで、議会事務局のほうで預かっておる状況でございます。

○ 森 康哲委員

議会事務局の分を入れて40台ということですが、実際に活用しているのは何台ですか。

○ 清水議会事務局議事課長

各常任委員会で1台ずつ使わせていただいておりますので4台、それとあと、局長が1台使っておりますので、予備として1台になりますか。議員の方には34台で、それ以外の6台につきましては常任委員会用で4台と局長1台で、あともう1台は予備というような形です。

○ 森 康哲委員

この運用について何も書いていないですけど、運用を見直していくおつもりはあるんですか。

○ 清水議会事務局議事課長

この運用につきましては、議会運営委員会でご議論いただいて、今の状況となっておりますので、今後、また議会運営委員会等でご議論いただいた結果、運営方法について変更ということになれば、それに対応させていただきたいと思います。

○ 森 康哲委員

わかりました。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 樋口博己委員

ちょっと、僕の認識不足かわからんですけど、タブレット、2年契約をしておるんですけれども、これは、平成27年度に契約しまして、向こう2年ということで、債務負担行為か何かしているのか、それとも月額払うので別に平成27年度予算、平成28年度予算という考え方なのか、どちらなんですか。

○ 清水議会事務局議事課長

債務負担行為ではなくて、通信料等役務費でお支払いしておるという状況でございます。

○ 樋口博己委員

これは、2年契約でも、タブレットに関しては別に問題ないという判断なんですね。

○ 清水議会事務局議事課長

2年契約でございますが、毎月支払いをしていくような形でございます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 谷口周司委員

予算常任委員会資料、平成28年度当初予算の3ページでちょっと教えていただきたいんですけど、市議会中継関係経費でテレビ放送中継事業委託とライブ中継・カメラ操作費、これが平成27年度から少し上がっていると思うんですけど、これは単に値上げとしてですか。728万円の平成27年度予算から、今回、792万9000円って、これ、何か違うんですか。

○ 清水議会事務局議事課長

本会議の日数を計算した上で予算額を少し上げさせていただいておることになります。

○ 谷口周司委員

では、日数が違うだけで、そのCTYかどこかの、値上げしたとか、そういうわけではないということですか。

○ 清水議会事務局議事課長

値上げ等ではございません。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

○ 早川新平委員

今、本会議の日数って答弁されたんやけど、平成27年度と平成28年度で、これだけの日数の差ってあるか。

○ 清水議会事務局議事課長

代表質問等を日数でふやさせていただいておる関係です。

○ 早川新平委員

1日強ということが、それだけの差になってくるのですか。

○ 清水議会事務局議事課長

日数で、時間で計算を出していただきますので、時間で金額がふえていくという形です。

○ 竹野兼主委員長

時間当たり幾らというのはわかっていたら教えてください。

○ 清水議会事務局議事課長

1時間当たりの放送料が4万7000円ほどです。カメラ操作が10分当たりで2376円という計算です。

○ 藤田真信委員

細かいことで恐縮なんですけど、その市議会中継関係経費のテレビ放送中継事業委託の中で、市民の方のテレビでのごらんになる映像が非常に不鮮明だということで、何とかな

らないんでしょうかという。

○ 竹野兼主委員長

要するに、今ついているカメラがアナログで、今、テレビはデジタルの形で解像度が高くなっている現状を含めて、カメラの部分のところの映るのがどうしても不鮮明な部分があるというのが、市民の方から、そういう話があるんですけど、その対応策というのは、何か考えられることがありますかということ。

○ 清水議会事務局議事課長

委員長おっしゃられたとおり、カメラ自体はアナログで、平成16年にカメラを入れかえて、それ以降はカメラは入れかえておりませんので、もう10年以上使用しておりますので、そのカメラの変更ですね、デジタル対応といいますか、カメラの機種の変更ということも検討させていただいて、今後、入れかえる方向で、管財課とは調整を行っていく予定でございます。

○ 藤田真信委員

ありがとうございました。

○ 早川新平委員

ちなみに、そのカメラって、幾らぐらいするの。

○ 清水議会事務局議事課長

平成16年に3台入れておるんですけども、こちらが、1330万円、3台で、当時、入れております。ただ、今後その機種を入れかえた場合に、この額が上回るかどうかというのは、ちょっとまだわからないんですけども、当時の状況でこういったところの金額です。

○ 早川新平委員

はい、わかりました。

○ 森 康哲委員

議場改修して、この間から議場スクリーンを活用して、特に傍聴者に対してわかりやすくするために設置しているんですけども、理事者側からモニターが非常に見にくいというふうに、今指摘があると思うんですけども、資料説明とか写真とか、こちらが出して説明しているのを、後ろの大きな画面に振り返って見ている理事者を見受けられるんですけども、その辺、対応とかそんなのは考えていないんですか。

○ 服部議会事務局長

映し出される資料にもよりけりだとは思いますが、確かに、端のほうにみえる部長からすると、非常に見えにくい部分もあろうかと思います。今回、初めて一般質問なりで皆さん使っていただいておりますんですけども、少し、今後、その資料自身のそういう作成の仕方とか映し方といいますか、そこは少し、要するにできるだけ数字とか、あるいは文字をそれで確認するというのはなかなか限界はあるかと思うんですけども、少しその辺で、使い方につきましても、おいおいそれぞれなれていただくことになるのかなと思っておりますんですけども、徐々には、その辺は改善をしていただけるんじゃないかというふうには思っておりますけど。

○ 森 康哲委員

我々のほうからも見やすくする必要はあると思うんですけども、特にサイドのモニターに関しては、角度がなかなかついていないということで、非常に、先ほど言われた、最前列の一番端っこの理事者から物すごく見づらいという声が聞こえてきておりますので、その辺の工夫は、やはり角度をつけるなりモニターを大きくするなり、何か必要なのかなと思うんですけど、その辺、どうでしょうか。

○ 服部議会事務局長

森委員がおっしゃっていただいたように、確かにサイドのモニター、角度がついていないという部分で、その辺も少し工夫とか加工をする必要が、したほうがええかなという部分もございますので、今後、少し研究しながら改善をしていけたらなというふうに思っております。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 樋口博己委員

これは、来年度できるかどうかわからないんですけど、要望というか提案なんですけど、我々も、今までのペーパーでのボード等の提示と違って、スクリーンに映すというプレゼンテーションの手法がなかなかないんですよね。ですので、できたら、我々議員のそういうプレゼンテーションの研修会とか、そういうのをちょっと機会を持てたらなと思っています。

これは、議会運営委員会やね。

○ 竹野兼主委員長

内々の話になっておりますが、そういうのが、話があったということで。

○ 中村久雄委員

おっしゃるとおりだと思います。今、会議録をやっていると思うんですけど、会議録を残していく上で、やはり、スクリーン使ったら、当初心配しておったように、これが、ここがというような質問があったと思うんだけど、それを文字にしたときに、本当に何が何やらわからなくなってしまうので、そのことも含めて、議会運営委員会に提案して、1度、ちょっと皆さん、どういうふうな、スクリーンの使い方の質問の仕方というのを、1回ちょっと研修したほうがいいですよと。資料のつくり方と、その資料を用いて、どういう質問になるかということも、それが必要かなと感じました。

それは、議会事務局が会議録を作ったときに、それをもとに提案してもらうたらわかりやすいかなと思います。

以上、意見です。

○ 竹野兼主委員長

何か答弁ありますか。

○ 服部議会事務局長

スタートしたばかりですもので、いろいろと改善点は出てこようかと思っています。ですの

で、いろいろとご意見いただいておりますけれども、使う議員側から見たいろいろな改善点もあるでしょうし、傍聴者席から見ていただいた中で、こういった部分というふうな部分もまた出てこようかと思えます。それから、部長等も、それぞれ思いがあるかと思えますので、その辺を少しトータルで整理しながら、できるところから改善をしていきたいなというふうに思っておりますので、また改善案につきましては、その都度提示をさせていただけたらなというふうに思っております。

○ 荒木美幸副委員長

タブレットが導入されてまだ数カ月というところで、もともとの目的はペーパーレス化ということでスタートしたわけですが、なかなか数値であらわすのは難しいかとは思いますが、職員の手間と、少しタブレットが導入されたことによってよくなったというか、改善された点があれば、これは感想で結構ですので、いかがでしょうか。

○ 服部議会事務局長

まず、もちろんペーパーレスということで、紙を使う枚数は少なくなったということと、それからデータで送りますので、見ていただけるタイミングで即時で見ていただくと。そういう意味では、即時性だとか、それからこれまで各派代表者会議とか議会運営委員会も結果概要報告しかようさせていただいていなかった部分があるんですけども、今回、このタブレットをいただいておりますので、あわせて、資料も全議員に配付を即時に送付させていただくことができるものですから、そういった意味では、非常に情報共有という部分でも格段によくなったんじゃないかなというふうに思っております。

○ 荒木美幸副委員長

職員の業務量という点ではいかがでしょうか。まだまだ、そのところは余り変わらないという状況でしょうか。

○ 竹野兼主委員長

ふえてるんちゃう。

○ 荒木美幸副委員長

逆にふえている、そうですね。逆にふえているのならふえていると、その辺の感想はいかがでしょうか。

○ 服部議会事務局長

まずは、議会事務局的には、非常にそういう部分で一括して執行部のほうからの連絡等を電子でもらって、それで即時に送れますもので、議会事務局的にも非常に助かっております。

それからあと、執行部側のほうも、これまでペーパー、必要枚数分コピーしてそれぞれ議員のメールボックスに放り込んでくるとか、そういうふうなことがあったんですけども、そういった手間は省けておるかなというふうには思っておりますけど。

○ 荒木美幸副委員長

ありがとうございます。

あともう一点、視察に議員が参画するということで、日程が合えばということでスタートしていると思うんですが、これまで何回ぐらい議員が対応できているのでしょうか。

○ 清水議会事務局議事課長

視察に議員の方々みずから対応していただくということで運営を、昨年11月から行って、火曜日ということでお決めいただいた中で、スケジュールが合えばというところで、これまで4回対応していただいたかと思っております。正副議長、どちらか入っていただいて、プラスお二人という形です。

○ 荒木美幸副委員長

これも感想でいいんですけども、視察側からのお声が何かあればお聞きしたいということと、それと、職員の感想として、今まで職員だけで対応していた場合と、議員が入って答弁するという、何か違いというか、感想的なものがあれば教えていただきたいんですけども。

○ 清水議会事務局議事課長

視察に来ていただいた議会の方々からは、みずから直接四日市市議会の議員の方から意

見、感想等を伺えるので、非常にありがたいといえますか、喜んでいただいておりますかと思っております。

議会事務局側としましても、説明は議会事務局でさせていただいた上で、質疑はほとんど議員の方で答えていただいておりますような形ですので、そういったところでは、これまで議会事務局で答えたりしておる部分も議員の方々に答えていただくというところからすれば、かなり楽にはなっておるかなという感想です。

○ 荒木美幸副委員長

ありがとうございます。今後も、できる限り議員も協力していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

以上で終わります。

○ 早川新平委員

副委員長が、先ほどタブレットの功罪というのを聞いてもらって、僕はそのデメリット、僕らは、逆に言うたら、書き込みができへんとか、そういった部分で、一長一短というか、当然メリットのほうが大きいんやろうけれども、議会事務局としてのデメリットって、強いて挙げればないですか。

○ 服部議会事務局長

今現時点から、さらに今後ペーパーレス化を進めていこうとする場合に、どこまで進められるかなというところがございます。

例えば、今回であれば、予算書まで含めて、議会によっては予算書もペーパーレス化したというふうなところもあるんですけども、何しろ、来年度は、さらにタブレットの送った内容をいろいろ整理できるように、そういう会議用システムを一つ導入しようか、導入したいなというふうには思っておるんですけども、それを導入したとしても、議案審査をやる場合に、メモ書きはできてもなかなか比較して資料を、複数の資料を比較しながらいろいろと議論していただくという場面も多いかなというふうに思っておりますけれども、その部分が、少し今後は、今、特段不都合は感じておりませんが、さらにペーパーレス化を進めていくと、そのところがネックになってくるのかなというところで、どこまでそこでペーパーレス化が進められるものかなというふうなところで、少し、一番

懸念しておるという部分ではございますけれども。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。それからもう一点、カメラ操作費というの、10分で2376円って答弁してもらったんですけど、そんなに高いの。

○ 清水議会事務局議事課長

議会事務局の職員でできればあれなんですけれども、CTYさんというか、そういった技術をお持ちの方に中継カメラ操作を行っていただいておりますので、この額が高いかという、そうなのかもわからないですけれども、10分当たり、これまで2300円ほどということでございます。

○ 早川新平委員

CTYさんとは、中継費とか、それから解説者が年間何百万円という話があったときにも、べらぼうな相場やったので、ここはもうちょっと。

これは議会運営委員会のほうで言わなあかんのかな。

○ 竹野兼主委員長

もしできたら、例えば三重テレビやったら幾らとか、そういうような比較をすると。

○ 早川新平委員

もっと高いやろ。

○ 竹野兼主委員長

もっと高いと思うんですけど、そこの部分のところで、それが妥当かどうかというのの部分は、また考えていく、議員のほうでとりあえず調べるのはありかなと思うんですけど。

○ 早川新平委員

今の話で、例えばカメラワークは議会事務局でやるということは、CTYが許可せんのか。無理なのかな。

○ 清水議会事務局議事課長

議会事務局がカメラ操作を行っておる議会もあるようには聞いておるんですけども、今の人員で本会議の中継を議会事務局みずからというのがなかなか、今のところ、考えにくいのかなとは思いますが。

○ 早川新平委員

議会事務局に言うことではないんですけども、余りにもちょっとびっくりしたので、高かったんで、カメラ操作で。それが相場なんかどうか、時給でしたら約1万円になんのかな。議会事務局にしてもろうたら、議会事務局がその分やったらええなと思って発言させていただきました。

○ 竹野兼主委員長

意見ということですね。

○ 早川新平委員

意見。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 藤田真信委員

ちょっと予算との審議に関係するかどうかわからないんですけど、新聞のコピーですか、というのがだめになったんですよね。

○ 竹野兼主委員長

それは予算の部分ではない。

○ 藤田真信委員

ないですね。ごめんなさい。

じゃ、別の質問をさせていただきます。傍聴の方が非常に少ないので、ちょっと寂しいなどと思って、この項目にも、議会への市民参加の取り組みということであっていただいているんですけども、傍聴者にとってわかりやすい議会となるように取り組んだ、でも傍聴人がいないという、ちょっと悲しい現実もありますので、この辺、何か、これは議会側が考えていかなきゃいけないのか。

(発言する者あり)

○ 藤田真信委員

広報広聴委員会ですか。そうすると、所管が違いますね。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ご質疑もないようですので、討論に入ります。

討論はございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、分科会として採決を行います。

議案第58号平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第1款議会費、第2条債務負担行為(関係部分)、議案第71号平成27年度四日市市一般会計補正予算(第7号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費、議案第107号平成27年度四日市市一般会計補正予算(第8号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

確認させていただきます。全体会に送ることはないということでよろしいでしょうか。

(なし)

[以上の経過により、議案第58号平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第1款議会費、第2条債務負担行為関係部分、議案第71号平成27年度四日市市一般会計補正予算(第7号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費、議案第107号平成27年度四日市市一般会計補正予算(第8号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会を、これで終了させていただきます。

議会事務局、ご苦労さまでした。

[常任委員会]

○ 竹野兼主委員長

それでは、委員の皆さん、もうしばらくお待ちください。

それでは、済みません、皆さんのところに、休会中所管事務調査の報告書をお渡しさせてもらっております。それにつきまして、入札制度についてとコンビナートの安全対策についての報告書をまとめております。修正がある場合には3月10日までに担当書記までご連絡をいただきたいということでお願いしておきます。

それと、2月定例会議会報告会につきましては3月26日9時45分からということになっておりますので、シティ・ミーティングの司会を誰がしていただくかというのと、それから、集合時間は、いつもだと机やそういうのを並べなきゃいけないんですけど、総合会館においては並べる必要がないということですので、一応集合時間は9時15分にしたい

と思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、9時15分に、総合会館のほうの7階、第1研修室にお集まりいただきますことをよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、あと、シティ・ミーティングの司会はどなたにさせていただくのがよろしいですかね。

(発言する者あり)

○ 竹野兼主委員長

1期生がというような、今、意見が出ましたけど、それでよろしいか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

谷口委員が前回やりましたので、藤田委員のほうが今回のシティ・ミーティングの司会についてはお願ひしたいと思ひます。

それから、議会報告の部分なんですけど……。

○ 樋口博己委員

委員長、済みません。これ、議会報告は、予算でたくさんあるので分けたらどうかという話だったと思うんですけど。

○ 荒木美幸副委員長

いつもさせてはいただいているんですが、今回は1期生の方に少しずつ助けていただくということでいかがでございましょうか。

好きなのを、じゃ、おとりいただいて、残りは私がやるということ。

○ 竹野兼主委員長

今、依頼いただいているので、お二人が、よろしいですかね、お願いしますわ。

○ 荒木美幸副委員長

得意分野でもいいですよ。

○ 竹野兼主委員長

この部分については副委員長と少しお話をさせていただくようお願いします。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、済みません、そうしたら、休会中所管事務調査の部分も含めてなんですけど、少なくとも意見の仕分けをするのに、一応日程案ということで、4月12日、21日という形で、何かありますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

今回はなしでよろしいか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

そうしたら、日程の部分のところで、要するに、そうしたら、この3月26日の報告会についての意見の仕分けをするための日程だけ、1日どうしてもとりたいと思いますので、4月12日もしくは21日というのを一応提案として出してあるんですけど、いかがですか。

○ 森 康哲委員

4月のいつですか。

○ 荒木美幸副委員長

4月12日火曜日の午後1時半からか、4月21日の木曜日、午前10時。

○ 谷口周司委員

4月21日がいいです。

○ 竹野兼主委員長

今、谷口委員のほうは4月21日がいいなと言われたんですけど。

○ 樋口博己委員

4月21日がいいですね。

○ 早川新平委員

ええやん、4月21日で。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、4月21日でよろしいか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

4月21日午前10時から。第1委員会室でよろしくお願ひします。

それでは、本当にご苦勞さまでした。あすの予備日はなしということでよろしくお願ひします。

16 : 12 閉議